

令和6年第4回富山県教育委員会議事日程

3月18日（月）午後4時

県民会館701号室

1 会議録の承認について

令和6年3月7日開催の令和6年第3回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第4号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

議案第5号 富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 「第五次富山県子ども読書活動推進計画」の概要について

生涯学習・文化財室長から説明した。

(2) 令和5年度とやま学校多忙化解消推進委員会開催結果について

教職員課長から説明した。

(3) 令和6年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

(4) 南砺平高等学校における全国募集の検討状況について

県立学校課長から説明した。

(5) 富山県健康教育実践優良学校表彰の休止について

保健体育課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 報告事項

(6) フリースクール等通所児童生徒支援について

小中学校課長から説明した。

6 議決事項

議案第6号 富山県銃砲刀剣類登録審査委員任命の件

議案第7号 富山県文化財保護審議会委員任命の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第8号 事務局職員の人事異動に関する件

教育長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、報告事項1件および議案第6号から議案第8号は非公開となりました。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性等	組織機構の見直し等に伴い、所要の改正を行うもの
2 規則案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 県立学校課及び小中学校課を教育みらい室とするもの(第5条、新第7条、第9条、第10条及び第15条関係)</p> <p>2 班並びに班長、副班長及び主査を廃止するもの(第5条、第14条及び第59条関係)</p> <p>3 富山県公立学校情報機器整備基金の創設に伴う規定整備(第6条関係)</p> <p>4 その他規定整備(第5条、第7条及び第8条関係)</p> <p>第2 施行期日 令和6年4月1日。ただし、第1の3は、公布の日</p>
3 他の条例等との関連	<p>1 富山県公立学校情報機器整備基金条例(令和6年富山県条例第2号)については、令和6年2月議会において改正済み</p> <p>2 富山県教育委員会事務決裁規程(昭和63年富山県教育委員会訓令第1号)については、別途改正</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第4号

富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

富山県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

令和6年3月18日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の表以外の部分中「室及び」及び「班及び」を削り、同条の表を次のように改める。

課	係
教育企画課	管理広報係 学校施設係 企画係 ICT教育推進係
教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係
保健体育課	厚生係 学校体育係 派遣スポーツ主事係 食育安全係

第5条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、教育みらい室及び生涯学習・文化財室を置く。

第6条中第29号を第30号とし、第11号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 富山県公立学校情報機器整備基金に関すること。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(教育みらい室)

第7条 教育みらい室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市町村が設置する幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立高等学校及び特別支援学校（第10号において「学校等」という。）の組織編制及び運営に関すること。

(2) 教育課程に関すること。

(3) 学習指導、生徒指導、進路指導及び教育相談（いじめ、不登校、児童虐待等

に関するものを含む。) に関すること。

- (4) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (5) 園長及び校長並びに教員の研修（他の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (7) 授業料に関すること。
- (8) 育英奨学に関すること。
- (9) 県立学校の学級編制に係る調査企画及び連絡調整に関すること。
- (10) 学校等並びに市町村が設置する専修学校及び各種学校の設置及び廃止に関すること。
- (11) 県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (12) 県立学校入学者選抜に関すること。
- (13) 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- (14) 科学技術教育及び産業教育に関すること。
- (15) 幼稚園教育の振興に関すること。
- (16) 幼児教育に関すること。
- (17) 定時制教育及び通信制教育に関すること。
- (18) 特別支援教育に関すること。
- (19) 教育支援委員会に関すること。
- (20) 幼児、児童及び生徒の交通安全指導に関すること。
- (21) 学校林に関すること。
- (22) 高等学校生徒海外派遣事業基金に関すること。
- (23) 明日のとやま教育創造基金に関すること。
- (24) 産業教育審議会に関すること。
- (25) 教科用図書選定審議会に関すること。
- (26) 教育研究団体に関すること。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第14条の見出し中「班及び」を削り、同条中「班及び」及び「班員」を削る。

第15条の表中

富山県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第 207号）第17条の規定により、社会教育に関し委員会に助言し、又は委員会の会議に出席して意見を述べることに關する事務	生涯学習・文化財室
-----------	---	-----------

を

富山県産業教育審議会	産業教育振興法（昭和26年法律第 228号）第12条の規定により、産業教育に関し委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会又は知事に建議することに関する事務	教育みらい室
富山県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第 182号）第11条の規定により、委員会の行う指導、助言又は援助についての意見を述べ、及び第13条の規定により、県立の義務教育諸学校に係る採択についての意見を述べることに關する事務	教育みらい室
富山県いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第 71号）第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策について調査審議する事務及び同法第28条第1項の規定による調査に關する事務	教育みらい室
富山県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第 207号）第17条の規定により、社会教育に関し委員会に助言し、又は委員会の会議に出席して意見を述べることに關する事務	生涯学習・文化財室

に改め、同表富山県産業教育審議会の項から富山県いじめ防止対策推進委員会の項

までを削る。

第59条第1項の表班長の項及び副班長の項を削り、同表理事、教育理事、参事、教育参事、主幹、副主幹及び主査の項中「、副主幹及び主査」を「及び副主幹」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の室の名称
県立学校課	教育みらい室
小中学校課	教育みらい室

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課の主幹、副主幹、主任指導主事、指導主事、主任研究主事、研究主事又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の主幹、副主幹、主任指導主事、指導主事、主任研究主事、研究主事又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
県立学校課長	教育みらい室県立高校課長
小中学校課長	教育みらい室小中学校課長
小中学校課課長補佐	教育みらい室課長補佐

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考																						
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(室及び課)</p> <p>第5条 本庁に、次の表の左欄に掲げる室及び課を置き、それぞれの室及び課に同表の右欄に掲げる班及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="323 371 558 1209"> <thead> <tr> <th>室及び課</th> <th>班及び係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画課</td> <td>ICT教育推進班 管理広報係 学校施設設係 企画係 ICT設係 企画係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習・文化財室</td> <td>振興班 青少年教育班 家庭成人教育班 文化財班</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係</td> </tr> <tr> <td>県立学校課</td> <td>教育改革推進班 特別支援教育班 学事係 高校教育係</td> </tr> <tr> <td>小中学校課</td> <td>教育力向上班 管理係 児童生徒育成係</td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td>派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(教育企画課)</p> <p>第6条 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	室及び課	班及び係	教育企画課	ICT教育推進班 管理広報係 学校施設設係 企画係 ICT設係 企画係	生涯学習・文化財室	振興班 青少年教育班 家庭成人教育班 文化財班	教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係	県立学校課	教育改革推進班 特別支援教育班 学事係 高校教育係	小中学校課	教育力向上班 管理係 児童生徒育成係	保健体育課	派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(室及び課)</p> <p>第5条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="323 1209 558 1937"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画課</td> <td>管理広報係 学校施設係 企画係 ICT教育推進係</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係</td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td>厚生係 学校体育係 派遣スポーツ主事係 食育安全係</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定するもののほか、教育みらい室及び生涯学習・文化財室を置く。</p> <p>(教育企画課)</p> <p>第6条 同左</p>	課	係	教育企画課	管理広報係 学校施設係 企画係 ICT教育推進係	教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係	保健体育課	厚生係 学校体育係 派遣スポーツ主事係 食育安全係	<p>規定整備 班を廃止するもの 同上</p> <p>県立学校課及び小中学校課を教育みらい室とするもの</p>
室及び課	班及び係																							
教育企画課	ICT教育推進班 管理広報係 学校施設設係 企画係 ICT設係 企画係																							
生涯学習・文化財室	振興班 青少年教育班 家庭成人教育班 文化財班																							
教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係																							
県立学校課	教育改革推進班 特別支援教育班 学事係 高校教育係																							
小中学校課	教育力向上班 管理係 児童生徒育成係																							
保健体育課	派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係																							
課	係																							
教育企画課	管理広報係 学校施設係 企画係 ICT教育推進係																							
教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係																							
保健体育課	厚生係 学校体育係 派遣スポーツ主事係 食育安全係																							

(1)～(9) 略

(10) ICT教育の推進に関すること。

(新設)

(11)～(29) 略

(新設)

(1)～(9) 略

(10) 同左

(11) 富山県公立学校情報機器整備基金に関すること。

(12)～(30) 略

(教育みらい室)

第7条 教育みらい室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市町村が設置する幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立高等学校及び特別支援学校（第10号において「学校等」という。）の組織編制及び運営に関すること。

(2) 教育課程に関すること。

(3) 学習指導、生徒指導、進路指導及び教育相談（いじめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。）に関すること。

(4) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(5) 園長及び校長並びに教員の研修（他の所掌に係るものを除く。）に関すること。

(6) 児童及び生徒の就学に関すること。

(7) 授業料に関すること。

(8) 育英奨学に関すること。

(9) 県立学校の学級編制に係る調査企画及び連絡調整に関すること。

(10) 学校等並びに市町村が設置する専修学校及び各種学校の設置及び廃止に関すること。

(11) 県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。

基金の創設に伴う
規定整備

県立学校課及び小
中学校課を教育み
らい室とするもの

<p><u>第7条、第8条 略</u></p> <p><u>(県立学校課)</u></p> <p><u>第9条 県立学校課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 県立高等学校及び特別支援学校(以下「県立学校等」という。)の組織編制及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 県立学校等の教育課程に関すること。</u></p>	<p><u>第8条、第9条 略</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>県立学校課及び小 中学校課を教育み らい室とするもの</p>
<p><u>(12) 県立学校入学者選抜に関すること。</u></p> <p><u>(13) 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験に関すること。</u></p> <p><u>(14) 科学技術教育及び産業教育に関すること。</u></p> <p><u>(15) 幼稚園教育の振興に関すること。</u></p> <p><u>(16) 幼児教育に関すること。</u></p> <p><u>(17) 定時制教育及び通信制教育に関すること。</u></p> <p><u>(18) 特別支援教育に関すること。</u></p> <p><u>(19) 教育支援委員会に関すること。</u></p> <p><u>(20) 幼児、児童及び生徒の交通安全指導に関すること。</u></p> <p><u>(21) 学校林に関すること。</u></p> <p><u>(22) 高等学校生徒海外派遣事業基金に関すること。</u></p> <p><u>(23) 明日のとやま教育創造基金に関すること。</u></p> <p><u>(24) 産業教育審議会に関すること。</u></p> <p><u>(25) 教科用図書選定審議会に関すること。</u></p> <p><u>(26) 教育研究団体に関すること。</u></p>	<p>県立学校課及び小 中学校課を教育み らい室とするもの</p>

- (3) 県立学校等の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- (4) 県立学校等の教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (5) 県立学校等の校長及び教員の研修（他の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 授業料に関すること。
- (7) 育英奨学に関すること。
- (8) 県立学校の学級編制に係る調査企画及び連絡調整に関すること。
- (9) 県立学校等並びに市町村が設置する専修学校及び各種学校の設置及び廃止に関すること。
- (10) 県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (11) 県立学校入学者選抜に関すること。
- (12) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- (13) 科学技術教育（県立学校等に係るものに限る。）及び産業教育に関すること。
- (14) 定時制教育及び通信制教育に関すること。
- (15) 特別支援教育に関すること。
- (16) 就学指導委員会に関すること。
- (17) 幼児、児童及び生徒の交通安全指導に関すること（県立学校等に係るものに限る。）。
- (18) 学校林に関すること。
- (19) 高等学校生徒海外派遣事業基金に関すること。
- (20) 明日のとやま教育創造基金に関すること。

- (21) 産業教育審議会に関すること。
- (22) 教科用図書選定審議会に関すること（県立学校等に係るものに限る。）。
- (23) 教育研究団体に関すること（小中学校課の所掌に係るものを除く。）。
- （小中学校課）
- 第10条 小中学校課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の組織編制及び運営に関すること。
- (2) 小中学校等の教育課程に関すること。
- (3) 小中学校等の学習指導、進路指導及び教育相談（いじめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。）に関すること。
- (4) 小中学校等及び県立学校等の生徒指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (5) 小中学校等の教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (6) 小中学校等の園長及び校長並びに教員の研修（他の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (7) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (8) 小中学校等の設置及び廃止に関すること。
- (9) 小中学校等における特別支援教育に関すること。
- (10) 中学校卒業程度認定試験に関すること。
- (11) 科学技術教育に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (12) 幼稚園教育の振興に関すること。

第10条 削除

県立学校課及び小
中学校課を教育み
らい室とするもの

- (13) 幼児教育に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (14) 幼児、児童及び生徒の交通安全指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (15) 教科用図書選定審議会に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (16) 教育研究団体に関すること（小中学校等に係るものに限る。）。

第11条～第13条 略

(班及び係の分掌事務)

第14条 班及び係の分掌事務並びに室員、班員及び係員の分掌事務は、室長又は課長が定めて教育長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(附属機関)

第15条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、所掌事務及び庶務を担当する室課又は機関名は、次のとおりとする。

名称	所掌事務	庶務を担当する 室課又は機関名
<u>(新設)</u>		

第11条～第13条 略

(係の分掌事務)

第14条 係の分掌事務並びに室員及び係員の分掌事務は、室長又は課長が定めて教育長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(附属機関)

第15条 同左

名称	所掌事務	庶務を担当する 室課又は機関名
<u>富山県産業教育審議会</u>	<u>産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定により、産業教育に関し委員会又は知事の諮問に応じ</u>	<u>庶務を担当する室課又は機関名</u> <u>教育みらい室</u>

県立学校課及び小
中学校課を教育み
らい室とするもの

	<p><u>(新設)</u></p> <p>富山県教科 用図書選定 審議会</p>	<p>て調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会又は知事に建議することに関する事務</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定により、委員会の行う指導、助言又は援助についての意見を述べ、及び第13条の規定により、県立の義務教育諸学校に係る採択についての意見を述べることにに関する事務</p>	<p>教育みらい室</p>	<p>県立学校課及び小 中学校課を教育み らい室とするもの</p>
	<p>富山県いじ め防止対策 推進委員会</p>	<p>いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策について調査審議する事務及び同法第28条第1項の規定による調査に関する事務</p>	<p>教育みらい室</p>	<p>同上</p>
<p>富山県社会</p>	<p>社会教育法(昭和24年法律</p>	<p>生涯学習・文化財</p>	<p>生涯学習・文化財</p>	

教育委員	第207号) 第17条の規定により、社会教育に関し委員会に助言し、又は委員会の会議に出席して意見を述べることに関する事務	室
富山県生涯学習審議会	略	生涯学習・文化財室
富山県転任等審査委員会	略	教職員課
富山県産業教育審議会	<u>産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第12条の規定により、産業教育に関し委員会又は知事の諮問に応じ、て調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会又は知事に建議することに関する事務</u>	県立学校課
富山県教科用図書選定審議会	<u>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定により、委員会の行う指導、助言又は援助についての意見を述べ、及</u>	小中学校課

教育委員		室
富山県生涯学習審議会	略	生涯学習・文化財室
富山県転任等審査委員会	略	教職員課
(削る。)		
(削る。)		

県立学校課及び小
中学校課を教育み
らい室とするもの

同上

館職員及び技術職員（次条において「事務職員等」という。）をもって充て、その職務は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
班長	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
副班長	班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。
係長	係の事務を掌理し、係員を指揮監督する。
理事、教育 理事、参事、 教育参事、 主幹、副主 幹及び主査	特命事項を掌理する。
技師	技術に従事する。

2 略

第60条、第61条 略

職	職務
課長補佐	同左
(削る。)	
(削る。)	
係長	同左
理事、教育 理事、参事、 教育参事、 主幹及び副 主幹	同左
技師	同左

2 略

第60条、第61条 略

班長及び副班長を
廃止するもの

主査を廃止する
もの

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 県立学校課及び小中学校課を教育みらい室とするもの（別表第1関係）</p> <p>2 班の廃止に伴う規定整備（別表第2関係）</p> <p>3 その他規定整備（別表第1及び別表第2関係）</p> <p>第2 施行期日 令和6年4月1日</p>
3 他の規則との関連	富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）については、別途改正
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第5号

富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月18日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4特定専決事項の表教育企画課の項出先機関及び教育機関の長専決事項の欄第6号中「及び子ども手当」を削り、同表中

「生涯学習・文化財室	(1) 社会教育主事の資格の認定に関すること。 (2) 社会教育主事講習の受講資格の認定に関すること。 (3) 古式銃砲及び美術刀剣類の登録に関すること。	生涯学習カレッジ本部 (1) 映像センターの施設、設備及び映像資料の利用の承認並びに利用カードの発行に関すること。 (2) 映像資料の複写に関すること。 (3) 16ミリ映写機の登録に関すること。 (4) 16ミリ映写機操作の技術認定及び認定証の交付に関すること。 図書館 (1) 図書館資料の収集及び運用に関すること。 (2) 図書館資料の整理及び保存に関すること。 (3) 分館の運営に関すること。 (4) 図書館資料の複写及び証明に関すること。
------------	---	--

	青少年自然の家 青少年自然の家の利用時間の変更に関すること。
--	-----------------------------------

を

<p>「教育みらい」室</p>	<p>(1) 県立学校の休業日の変更及び臨時休業に関すること。 (2) 小学校、中学校及び義務教育学校の一時分校の設置廃止等に関すること。 (3) 県立学校の児童及び生徒の出席の停止及び解除に関すること。 (4) 定時制及び通信制の生徒の修学奨励金に関すること。 (5) 定時制及び通信制の生徒の教科書等の無償給与に関すること。 (6) 教職員の短期研修（海外研修、中央研修講座及び内地留学を除く。）派遣に関すること。 (7) 研究指定校及び研究委託に関すること。 (8) 生徒旅客運賃割引証の交付に関すること。 (9) 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験に関すること。</p>	
<p>生涯学習・文化財室</p>	<p>(1) 社会教育主事の資格の認定に関すること。 (2) 社会教育主事講習の受講資格</p>	<p>生涯学習カレッジ本部 (1) 映像センターの施設、設備及び映像資料の利用の承認並びに</p>

	<p>の認定に関する事。</p> <p>(3) 古式銃砲及び美術刀剣類の登録に関する事。</p>	<p>利用カードの発行に関する事。</p> <p>(2) 映像資料の複写に関する事。</p> <p>(3) 16ミリ映写機の登録に関する事。</p> <p>(4) 16ミリ映写機操作の技術認定及び認定証の交付に関する事。</p> <p>図書館</p> <p>(1) 図書館資料の収集及び運用に関する事。</p> <p>(2) 図書館資料の整理及び保存に関する事。</p> <p>(3) 分館の運営に関する事。</p> <p>(4) 図書館資料の複写及び証明に関する事。</p> <p>青少年自然の家</p> <p>青少年自然の家の利用時間の変更に関する事。</p>
--	--	--

に改め、同表県立学校課の項及び小中学校課の項を削る。

別表第2代表者及び代決の順序(1)本庁の表教育長の項第3順位者の欄中「教育企画課長」を「教育長があらかじめ指定する職員」に改め、同表課長の項第1順位者の欄中「又は班長（班の分掌する事務に限る。）」を削り、同項第2順位者の欄中「又は課長があらかじめ指定する職員（班の分掌する事務に限る。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(事務の専決)</p> <p>第4条 室課長（本庁の室長及び課長をいう。以下同じ。）次長、室課長補佐及び出先機関等の長並びに事務部長及び事務長（以下「事務部長等」という。）が専決することのできる事項は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2、3 略</p> <p>(特定専決の優先)</p> <p>第5条 同一の事項について、別表第1に掲げる共通専決事項と特定専決事項において、それぞれ異なる専決の権限を有する者を定める場合には、特定専決事項の定めるところによるものとする。</p> <p>(類推専決)</p> <p>第6条 この訓令に定める専決事項以外の事項についても、別表第1に掲げる専決事項から類推して専決することが適当と認められる事項については、同表の定めるところに準じて専決することができる。</p> <p>第7条 略</p> <p>(代決の順序)</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(事務の専決)</p> <p>第4条 同左</p> <p>2、3 略</p> <p>(特定専決の優先)</p> <p>第5条 同左</p> <p>(類推専決)</p> <p>第6条 同左</p> <p>第7条 略</p> <p>(代決の順序)</p>	

第8条 教育長又は専決の権限を有する者が不在のときは、別表第2に掲げる決裁区分及び室課、出先機関等の区分に応じ、第1順位者が代決をし、第1順位者も不在のときは第2順位者が代決をし、第2順位者も不在のときは第3順位者が代決をするものとする。

第9条～第13条 略

別表第1（第4条―第6条関係）

1～3 略

4 特定専決事項

室課名	室課長専決事項	出先機関及び教育機関の長専決事項
教育企画課	略	教育事務所 (1)～(5) 略 (6) 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員（本庁及び教育事務所 に勤務する教職員を除く。）の児童手当及び子ども手当の受給資格及び額の認定に関すること。 (7)～(12) 略
(新設)		

第8条 同左

第9条～第13条 略

別表第1（第4条―第6条関係）

1～3 略

4 特定専決事項

室課名	室課長専決事項	出先機関及び教育機関の長専決事項
教育企画課	略	教育事務所 (1)～(5) 略 (6) 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員（本庁及び教育事務所 に勤務する教職員を除く。）の児童手当の受給資格及び額の認定に関すること。 (7)～(12) 略
教育みらい室	(1) 県立学校の休業日の変更及び臨時休業に関すること。	

規定整備

県立学校課及び
 小中学校課を教
 育みらい室とす

	<p>(2) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の時分校の設置廃止等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>県立学校の児童及び生徒の出席の停止及び解除に関すること。</u></p> <p>(4) <u>定時制及び通信制の生徒の修学奨励金に関すること。</u></p> <p>(5) <u>定時制及び通信制の生徒の教科書等の無償給与に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教職員の短期研修（海外研修、中央研修講座及び内地留学を除く。）派遣に関すること。</u></p> <p>(7) <u>研究指定校及び研究委託に関すること。</u></p> <p>(8) <u>生徒旅客運賃割引証の交付に関すること。</u></p> <p>(9) <u>中学校卒業程度認定試験及び高等学校</u></p>
--	---

生涯学習・文化 財室	<p>(1) 社会教育主事の資格の認定に関すること。</p> <p>(2) 社会教育主事講習の受講資格の認定に関すること。</p> <p>(3) 古式銃砲及び美術刀剣類の登録に関すること。</p>	<p>生涯学習カレッジ本部</p> <p>(1) 映像センターの施設、設備及び映像資料の利用の承認並びに利用カードの発行に関すること。</p> <p>(2) 映像資料の複写に関すること。</p> <p>(3) 16ミリ映写機の登録に関すること。</p> <p>(4) 16ミリ映写機操作の技術認定及び認定証の交付に関すること。</p> <p>図書館</p> <p>(1) 図書館資料の収集及び運用に関すること。</p> <p>(2) 図書館資料の整理及び保存に関すること。</p> <p>(3) 分館の運営に関すること。</p> <p>(4) 図書館資料の複写及び証明に関すること。</p> <p>青少年自然の家</p> <p>青少年自然の家の利用時間の変更に関すること。</p>
---------------	--	--

生涯学習・文化 財室	<p>卒業程度認定試験に関すること。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>	<p>生涯学習カレッジ本部</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>図書館</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>青少年自然の家</p> <p>同左</p>
---------------	--	---

教職員課	略	教職員課	略
<p>県立学校課</p>	<p>(1) <u>県立学校の休業日の変更及び臨時休業に関すること。</u> (2) <u>県立学校の児童及び生徒の出席の停止並びに解除に関すること。</u> (3) <u>定時制生徒修学奨励費に関すること。</u> (4) <u>定時制及び通信制生徒の教科書等の無償給付及び一部貸与に関すること。</u> (5) <u>教職員の短期研修(海外研修、中央研修講座及び内地留学を除く。)派遣に関すること(小中学校課長専決事項に係るものを除く。)</u> (6) <u>研究指定校及び研究委託に関すること(小中学校課長専決事項に係るものを除く。)</u> (7) <u>県立学校の児童及</u></p>	<p>(削る。)</p>	<p>県立学校課及び 小中学校課を 教 育 み ら い 室 と す る も の</p>

	<p>び生徒の生徒旅客運賃割引証の交付に関する<u>こと。</u> <u>(8) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</u></p>	
<p><u>小中学校課</u></p>	<p><u>(1) 小学校、中学校及び義務教育学校の時分校の設置廃止等に関すること。</u> <u>(2) 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の短期研修（海外研修、中央研修講座及び内地留学を除く。）派遣に関すること。</u> <u>(3) 小学校、中学校及び義務教育学校の研究指定及び研究委託に関すること。</u> <u>(4) 生徒旅客運賃割引証の交付に関すること（県立学校課長専と決事項に係るものを除く。）。</u> <u>(5) 中学校卒業程度認</u></p>	<p><u>(削る。)</u></p> <p>県立学校課及び小中学校課を教 育みらい室とするもの</p>

保健体育課	定試験に関すること。
略	略

別表第2（第8条関係）

代表者及び代決の順序

(1) 本庁

決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者
教 育 長	教育次長（教育長があらからじめ第1順位者として指定する教育次長）	教育次長（教育長があらからじめ第2順位者として指定する教育次長）	教育企画課長
室 長	略	略	
課 長	課長補佐又は班長（班の分掌する事務に限る。）	主務係長又は課長があらからじめ指定する職員（班の分掌する事務に限る。）	課長があらからじめ指定する職員
課 長 補 佐	略		

(2)、(3) 略

別表第3 略

保健体育課	略
-------	---

別表第2（第8条関係）

代表者及び代決の順序

(1) 本庁

決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者
教 育 長	同左	同左	教育長があらからじめ指定する職員
室 長	略	略	
課 長	課長補佐	主務係長	同左
課 長 補 佐	略		

(2)、(3) 略

別表第3 略

班の廃止に伴う
規定整備

第五次「富山県子ども読書活動推進計画」の概要

令和6年3月18日
生涯学習・文化財室

1 第五次「富山県子ども読書活動推進計画」

令和5年3月文部科学省策定の第五次基本計画に基づき、現行の第四次推進計画を見直し、今後おおむね5年間（令和6年度～）にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの。

2 現状と課題

(1) 図書館等の資料の整備は進んでいる。

【令和4年度県調査】公立図書館の児童書総冊数

1,157,314冊（1,115,843冊）

※（ ）は平成30年度

【令和2年度県調査】学校図書館図書標準の達成状況

小学校 88.6%（69.3%） 中学校 76.7%（65.0%）

※（ ）は平成28年度

注）学校図書館図書標準：学校図書館に整備すべき蔵書の標準の冊数

数値は、学校図書館図書標準を達成している学校数が県内の全学校数に占める割合

(2) 読書が好きな児童生徒の割合は、減少傾向である。

【令和5年度県調査】全国学力調査「読書が好きな児童生徒の割合」

小学生 74.2%（75.5%） 中学生 64.4%（69.9%）

※（ ）は平成29年度

(3) 1か月に1冊も本を読まない子ども（不読者）が依然として多い。

【令和5年度全国調査】学校読書調査（（公社）全国学校図書館協議会）「不読者の割合（不読率）」

小学生 7.0%（8.1%） 中学生 13.1%（15.3%）

高校生 43.5%（55.8%）

※（ ）は平成30年度

3 主な見直しのポイント

- (1) 不読率の低減
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

4 基本的な方針

＜基本理念＞ 富山県の全ての子どもたちが、自主的に読書活動を行うことができるよう、
家庭・地域・学校等の連携を深め、積極的にそのための環境の整備を推進

＜基本方針Ⅰ＞ 全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

＜基本方針Ⅱ＞ 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

5 策定経過

富山県子ども読書活動推進会議（会長：菊池政則射水市大島絵本館長、ほか委員14名）を
年3回（5、12、2月）開催し、意見をとりまとめた。

6 今後の予定

3月18日（月）教育委員会にて新計画（冊子）を配布、報告

3月22日（金）県教育委員会のホームページに掲載

関係機関に周知（データ送信）

国の計画

県の計画

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

「富山県子ども読書活動推進計画」

第五次基本計画（令和5年3月）

第五次推進計画（令和6年3月改訂）

はじめに

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

第1章 計画の見直しに当たり

I 子どもの読書活動に関する取組の現状

第2章 「第四次推進計画」の成果と課題

II 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第3章 基本的な方針

- 1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定
- 2 教育におけるデジタル化の進展
- 3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

＜基本理念＞

富山県の全ての子どもたちが、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を深め、積極的にそのための環境の整備を推進します。

III 子どもの読書活動の現状

＜基本方針Ⅰ＞

全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

＜基本方針Ⅱ＞

家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

第2章 基本的方針

■ 県・市町村の役割 ■

I 不読率の低減

第4章 推進のための具体的な取組

II 多様な子どもたちの読書機会の確保

＜基本方針Ⅰ＞

III デジタル社会に対応した読書環境の整備

全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

IV 子どもの視点に立った読書活動の推進

1 不読率の低減

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

＜基本方針Ⅱ＞

家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

I 市町村の取組等

○ 共通事項

II 都道府県の取組等

1 連携・協力 2 人材育成 3 普及啓発

III 国の取組等

4 発達段階に応じた取組 5 子どもの読書への関心を高める取組

6 ふるさと文学の振興

第4章 子どもの読書活動の推進方策

I 共通事項

1 連携・協力

2 人材育成

3 普及啓発

4 発達段階に応じた取組

5 子どもの読書への関心を高める取組

II 家庭

1 家庭の役割・取組

2 家庭の取組の促進等

III 地域

1 図書館の役割

2 図書館の取組

3 図書館における取組の促進等

IV 学校等

1 幼稚園、保育所、認定こども園等

2 小学校、中学校、高等学校等

V 民間団体

1 民間団体の役割・取組

2 民間団体の取組の促進等

注釈

資料

- 県内の公共図書館
- 県内の子ども読書支援グループ
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 富山県子ども読書活動推進会議設置要綱
- 令和5年度 富山県子ども読書活動推進会議委員名簿

※ 太字は、「第四次基本計画」「第四次推進計画」からの、主な変更点

第五次「富山県子ども読書活動推進計画」

令和6年3月

富山県教育委員会

目次

第1章	計画の見直しに当たり	1
第2章	「第四次推進計画」の成果と課題	2
第3章	基本的な方針	5
第4章	推進のための具体的な取組	7

＜基本方針Ⅰ＞全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子ども視点に立った読書活動の推進

＜基本方針Ⅱ＞家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

○ 共通事項	8
1 家庭における読書の取組	12
2 地域における読書活動の推進	13
(1) 図書館	
(2) 児童館・公民館	
3 学校等における読書活動の推進	16
(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等	
(2) 小学校、中学校、高等学校等	
(3) 特別支援学校	
4 民間団体の活動に対する支援	20
5 関係機関の連携・協力	21
(1) 推進体制の整備	
(2) 図書館と学校、図書館間の連携	

注 釈	23
-----	----

資料

○ 県内の公共図書館	30
○ 県内の子ども読書支援グループ	32
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	34
○ 富山県子ども読書活動推進会議設置要綱	36
○ 令和5年度 富山県子ども読書活動推進会議委員名簿	37

第1章 計画の見直しに当たり

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であることから、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。翌14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、子供の読書活動を推進してきました。そして、おおむね5年毎の平成20年、25年、30年、令和5年に、その間の成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、新たに計画を定めています。

県におきましても、平成15年に「富山県子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、その後、平成21年、平成26年、平成31年の見直しを経て、県、市町村、関係団体等において、子どもの読書活動推進に向けた様々な取組を進めてきたところです。

その結果、子どもを取り巻く読書環境は大きく向上してきました。例えば、公立図書館における児童書は、総冊数や蔵書に対する児童書の割合とも年々増加しています。また、4月23日からの「こどもの読書週間*1」には、県内一斉に多彩な子ども読書関連事業が開催されるようになりました。

しかし、依然として、小学生、中学生、高校生と学年段階が進むにつれて不読率*2が高い傾向にあることや、学校図書館図書標準*3を達成している学校数の割合は向上してきているものの、一層の達成促進が望まれること等が課題になっています。

そこで、平成31年に策定した第四次推進計画を、これまでの本県での取組の成果や課題、諸情勢の変化や「富山県総合計画」（平成30年3月策定）、「第3期富山県教育振興基本計画」（令和4年3月策定）、「第2期富山県SDGs未来都市計画」（令和4年3月策定）、「富山県学校教育情報化推進計画」（令和5年3月策定）、国の「第五次基本計画」（令和5年3月策定）及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月制定以下「読書バリアフリー法」という。）等を踏まえて見直しました。

本「第五次推進計画」は、子どもの自主的な読書活動をより一層推進するために、今後おおむね5年間の施策の方向性や取組の指針を示したものです。

また、富山県は、令和元年7月に国の「SDGs未来都市」に選定され、「富山県SDGs未来都市計画」に基づき、SDGsの達成に向けた施策を推進しています。

本「第五次推進計画」においても、SDGsの17のゴールのうち関連する4つのゴールを掲げています。



第2章 「第四次推進計画」の成果と課題

平成31年に策定した第四次推進計画により、県や市町村等の取組の成果として、以下のようなものが挙げられます。

県や市町村において

- ・小中高校生向けの「すすめたいふるさととやま100冊の本*4」の案内冊子を県のホームページに掲載するとともに、一部を県内図書館に配布し、学校や公民館等に貸し出す「ふるさと文学巡回文庫*5」を実施
- ・11月を「ふるさととやま読書月間*6」に設定し、学校図書館や公立図書館に「ふるさと文学コーナー」の設置、チラシの配布
- ・「高志の国文学」情景作品コンクール*7の開催
- ・読み聞かせ絵本リスト「絵本っておもしろい*8」を県のホームページに掲載
- ・県立図書館の司書による「おすすめ絵本」を毎月2冊、県のホームページに掲載
- ・学校司書*9等の配置の推進
- ・市町村の「子ども読書活動推進計画」策定（改定）の推進
- ・図書館関係教職員を対象にした「図書館教育講習会」（ハイブリッド方式）の開催
- ・県立図書館の電子書籍を活用した高等学校の探究活動の実施

図書館やボランティア団体等において

- ・「子どもと本の講座*10」の開催
- ・読み聞かせ活動や読書関連事業の実施

幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において

- ・読み聞かせ会やストーリーテリング*11、おはなし会*12の開催
- ・朝の一斉読書をはじめとした、全校読書活動の普及
- ・各学校における図書委員会の特色ある活動の定着等があります。

これらにより、3頁の参考資料にも見られるように、子どもたちを取り巻く読書環境の充実が図られています。

一方で、以下のような課題も見られます。

- ・各市町村において策定された「子ども読書活動推進計画」の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うことが望まれます。
- ・図書館、学校、地域を結び、読書活動の活性化を図る上で重要な図書館ボランティアや読書ボランティアの育成と研修、また、ボランティアの方々の積極的な活動と活動の場の確保が望まれます。

- ・学校図書館資料の整備については、令和2年度末の学校図書館図書標準の達成状況で、小学校は88.6%（平成28年度末69.3%）、中学校は76.7%（同65.0%）と向上してきていますが、一層の達成促進が望まれます。
- ・全国学力・学習状況調査によると、平日に10分以上読書をしている児童生徒の割合は、小中学校ともに平成30年度・令和元年度と比べて減少傾向にあります。また、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）については、令和5年度「学校読書調査（（公社）全国学校図書館協議会）」によると、小学生7.0%（平成30年度8.1%）、中学生13.1%（同15.3%）、高校生43.5%（同55.8%）となっており、高校生の不読率は、依然として高い傾向にあります。生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達の段階に応じた読書活動が行われることが望まれます。
- ・「ふるさと文学*13」関連の様々な取組や「高志の国文学館*14」の開館により、ふるさとの民話や富山にゆかりのある物語・文学等の整備を進めてきました。今後も、子どもの頃から親しめる環境を一層整備することが望まれます。

○ 参考資料

【公立図書館における児童図書等数値】

富山県立図書館調べ

年 度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
児童書の総冊数	1,115,843冊	1,127,024冊	1,138,257冊	1,148,752冊	1,157,314冊
児童書の割合	20.5%	20.4%	20.4%	20.5%	20.5%
児童書総貸出し冊数	1,808,581冊	1,765,879冊	1,473,716冊	1,676,315冊	1,698,787冊

【学校司書の配置状況】

富山県図書館協会調べ

年 度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小・中学校総数	267校	264校	257校	256校	253校
学校司書配置校数	253校	257校	250校	248校	245校
配置率	95%	97%	97%	97%	97%
学校司書配置人数	172人	169人	171人	172人	173人

【子ども読書支援グループの状況】

富山県読書会連絡協議会調べ

年 度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
読書支援グループ数	63団体	65団体	64団体	64団体	63団体
人数	990人	1,388人	1,010人	1,003人	962人

【児童生徒の読書時間の状況】

全国学力・学習状況調査（%）（ ）は全国平均

年 度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	69.5(66.2)	70.2(65.7)		64.6(61.2)	62.6(59.6)	62.7(60.0)
中学校	51.8(53.5)	49.1(50.4)		44.2(50.1)	44.1(48.6)	44.6(49.4)

※「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という問いに対し、「10分以上」と回答した児童生徒の割合。

【学校図書館等の利用状況】

全国学力・学習状況調査（％）（ ）は全国平均

年 度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小 学 校	21.9(15.6)	—	23.9(17.2)		—	—	17.5(13.4)
中 学 校	9.6(8.1)	—	9.6(8.3)		—	—	7.7(7.0)

※「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」という問いに対し、「週に1回以上行く」と回答した児童生徒の割合。

【読書が好きな児童生徒の割合】

全国学力・学習状況調査（％）（ ）は全国平均

年 度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小 学 校	75.5(74.3)	—	77.4(75.0)		—	75.3(73.1)	74.2(71.8)
中 学 校	69.6(69.9)	—	67.0(68.0)		—	65.7(68.2)	64.4(66.0)

※「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（％）

※令和2年度は全国学力・学習状況調査は実施せず

※（－）は、調査項目なし

第3章 基本的な方針

読書を通して、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、心に残る名作等の文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通して、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を追究する態度が培われます。

そこで、第2章において示された「第四次推進計画」の成果と課題、諸情勢の変化等を踏まえ、富山県の全ての子どもたちが、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成することができるよう、家庭・地域・学校等を通じた社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進するにあたり、本計画では、次のように基本理念を掲げます。

<基本理念>

富山県の全ての子どもたちが、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を深め、積極的にそのための環境の整備を推進します。

さらに、この基本理念を実現するために、以下の二つを基本方針として取り組みます。

<基本方針Ⅰ>

全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

子どもの頃に、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得る体験をすることは、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（well-being）につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を越えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で推進する必要があります。

<基本方針Ⅱ>

家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等が連携・協力し、社会全体で取り組むことが必要です。そのためには、それぞれが担うべき役割を十分に果たし、さらには、密接に連携・協力することによって、相乗効果の高い取組を推進していくことが求められます。

このような観点から、家庭・地域・学校等それぞれが相互に連携・協力して、子どもの自主的な読書活動を図るような取組を推進するとともに、そのために必要な体制や施設・設備、その他の諸条件の整備・充実に努めます。

【県・市町村の役割】

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、県及び市町村は、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有しています。(第4条)

子どもの読書活動の推進は、県、市町村のいずれかが行えば足りるというものではなく、それぞれが相互に連携しながら必要な措置を積極的に講じることが必要です。

県は、子どもの読書活動推進に向け、先導的・広域的事業を実施するとともに、県立図書館を中核として位置付け、市町村あるいは市町村立図書館等へ、資料や情報の提供をはじめとする支援を進めていきます。

また、市町村は国や県の計画を基本として、「子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実情や住民のニーズに根ざした細かな施策を展開することが期待されます。

第4章 推進のための具体的な取組

<基本方針Ⅰ> 全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

1 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。したがって、まずは、就学前の乳幼児期からの読み聞かせを推進することが大切です。

不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めることも重要です。

乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図る必要があります。例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実を図ること。また、高校生は、電子書籍を利用した読書経験等、大人に近い部分もあることから、大人の不読の分析やその対応との連続性を勘案することも重要です。

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

読書活動の推進に当たっても、特定分野に特異な才能のある子ども、相対的貧困状態にあるとされる子ども、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども等、多様な子どもたちを受容し、それに対応した取組を行うことが重要です。

中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(以下「令和3年答申」という。)では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けています。

読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「アクセシブルな書籍」という。)及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「アクセシブルな電子書籍等」という。)の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠です。

さらに、子ども食堂等、子どもを対象とした民間団体等への団体貸出しや出前おはなし会等、様々な取組を工夫していくことが求められます。

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX(デジタルトランスフォーメーション)を進める必要があります。

県では、令和5年3月に「富山県学校教育情報化推進計画」を策定し、基本方針3「ICTを活用するための環境整備」の主な施策の一つに、「学校図書館とICTを活用した情報の収集・選択・活用能力を育成」を掲げ、学校図書館の機能を強化する必要性を述べています。

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

令和3年答申では、新学習指導要領に基づいて一人一人の子どもを主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描くとともに、教師についても、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての役割を強調しています。

また、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）や「こども基本法」（令和4年法律第77号）等が成立しました。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

<基本方針Ⅱ> 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいますが、以下の事項について、認識を共有することが重要です。

共通事項

- | | | | |
|--------------------|-------------|--------|--------------|
| 1 連携・協力 | 2 人材育成 | 3 普及啓発 | 4 発達段階に応じた取組 |
| 5 子どもの読書への関心を高める取組 | 6 ふるさと文学の振興 | | |

共通事項1 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠です。

学校図書館間、図書館間のみならず、学校図書館・図書館間の連携・協力体制を強化することは極めて重要です。

また、地域において人的資源を共有するとともに、家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等に加え、公民館、児童館等がそれぞれの特質を生かし、効果的に連携・協力することが求められています。

共通事項2 人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応しICTを効果的に活用し、読書バリアフリー法や読書バリアフリー基本計画に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍を整備するなど、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するために、教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化しています。こうしたニーズに対応できるような研修等が求められています。

共通事項3 普及啓発

「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日*15」（10月27日）等の一層の広報と、地域住民参加型の多彩な関連事業を開催することが望まれます。

国では、「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰*16」を行っており、県ではその推薦を行っています。

社会保障審議会*17が推薦する「子どもたちに読んでほしい本」の周知・普及をはじめ、県・市町村での優良図書リストの作成等により、良書を知り、良書に触れる機会が増えることが求められています。

共通事項4 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。読書に関する発達段階ごとの特徴としては、文部科学省が公表した「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）において、例えば、以下の①～④のような傾向があると示されています。

① 就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。更に様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

他方、子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

例えば、0歳児健診等の機会に、絵本に接する機会の提供や、絵本の配布等を行う「ブックスタート事業^{*18}」等の取組を実施し、小学校入学までに、再度、類似の取組を行い、さらに、不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組を進めることも考えられます。また、多様な子どもの読書活動を支援していく上では、個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できる環境整備が重要です。

共通事項5 子どもの読書への関心を高める取組

読書への関心を高める取組としては、乳幼児期から実施される「読み聞かせ*19」や「お話（ストーリーテリング）*20」、協働的な活動として、子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会*21」、「書評合戦（ビブリオバトル）*22」、「ペア読書*23」、「味見読書*24」、「まわし読み新聞*25」、ゲーム感覚で実施される「アニメーション*26」、「本探しゲーム*27」等の取組が挙げられます。

また、子どもの視点に立った取組を実現する観点から、子どもが主体的に読書活動に取り組む図書委員、子ども司書等の活動*28を促すことも重要です。

さらに、既存の取組に、多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、ICTを効果的に活用することも重要です。

共通事項6 ふるさと文学の振興

四季折々の美しく豊かな富山の自然や風土の中で育まれた、先人の喜び、悲しみ、悩み、感動等を伝えるふるさとの民話や物語、文学に接することは、子どもたちにとって、人生の羅針盤としての大きな意味があります。

ふるさと文学は、先人の心を知り、郷土の良さを伝えていくためのかけがえのないものであり、家庭・地域・学校等を通じた社会全体でもっと親しまれていく必要があります。

ふるさと文学の拠点である「高志の国文学館」の積極的な利用が望まれます。

子どもが小さいころから、気軽にふるさと文学に親しむことができるよう、「すすめたいふるさととやま100冊の本」や「ふるさと文学巡回文庫」の積極的な活用が望まれます。

1 家庭における読書の取組

家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが大切です。

家庭においては、保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、気軽に図書館へ出向いたりするなどして、読書に対する興味や関心を引き出すように働き掛けることが望まれます。家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆を深めることにも繋がります。

現状・課題

- ・家庭教育推進に関する様々な研修会等を通して、家庭での読書の重要性の理解を進めています。また、地域によっては保健センターで行われる乳幼児の定期健診時に、ブックスタート事業が取り入れられています。
- ・インターネットやSNS、オンラインゲーム等に時間を費やしたり、塾・稽古事に関わったりする機会の増加等により、家庭における読書活動が少なくなるとともに、読書を通じた親子の時間が取りにくくなっていると考えられます。
- ・令和5年度の全国学力・学習状況調査結果における、「平日に学校の授業時間以外で1日10分以上読書をしている割合（電子書籍の読書を含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」では、富山県において小学校では62.7%（全国平均60.0%）、中学校では44.6%（同49.4%）となっており、家庭における読書活動の一層の推進が望まれます。

推進のための取組

- 保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、子育て支援の一環として図書館や児童館で行われる読み聞かせ会、PTA活動を通じた読書の推進等、親子が触れ合う機会の提供を通じて、読書の楽しさや重要性についての理解を図ります。
- 読み聞かせ会や家庭における読書活動に資する情報、発達の段階に適した絵本や物語の紹介を、図書館のホームページや啓発資料を通して、広く保護者に提供し、意識向上を図ります。
- 各市町村において、乳幼児の健診時の機会を利用したブックスタート事業や、家族の絆が一層深まることを目指す「家読（うちどく）*29」等、様々な読書活動の取組がさらに推進されるよう促します。

2 地域における読書活動の推進

図書館・児童館・公民館の役割

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、身近なところで本と親しむことができる環境をつくるのが大切です。特に図書館は、子どもが学校以外で様々な本と出会える場所であり、地域における読書活動の中核的な役割を果たすことが期待されます。また、児童館の図書室や公民館の図書コーナー、子ども図書館等の設置は、子どもの読書環境整備と読書活動推進の一翼を担い、地域の子どもたちに密着した施設として期待されます。

(1) 図書館

現状・課題

- ・ 公立図書館は、県内に54館（令和4年度）設置されています。令和4年度の児童書の総冊数は115.8万冊で全冊数に対する割合は20.5%です。児童書の貸出し冊数は169.9万冊で、全貸出し数に対する割合は約35.7%になります。
- ・ 公立図書館は、子どもの読書活動推進の拠点施設として、図書等資料・職員等の整備・充実が求められています。また、子どもや保護者からは、資料・情報が容易に入手できるようサービスの充実が求められています。
- ・ 近年図書館では、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や、工夫を凝らしたおはなし会の開催等に積極的に取り組んでいます。

推進のための取組

① 地域の拠点として

○ 情報提供

図書館ホームページにおける子ども向け及び保護者向けページの充実やSNS等の活用により、子どもの読書活動に関する情報掲載の充実を図るとともに、各種媒体による積極的な情報発信に努めます。

○ 子どもと本との出会いの場の提供

各図書館において、定期的な読み聞かせ会やおはなし会を開催し、本と親しむ機会の提供に努めます。また、「子ども読書の日^{*30}」（4月23日）をはじめとして、子どもの読書活動推進関連行事を行います。

○ 学校図書館等との連携・協力

学校図書館や幼稚園、保育所、認定こども園等への団体貸出し^{*31}のほか、図書館職員や子ども読書支援グループ等のボランティアが幼稚園や小中学校等を訪問し、子どもたちに読み聞かせや本の案内、図書館の利用案内を行うほか、パスファインダー^{*32}を活用した調べ学習の支援等を行います。また、図書館探検、司書^{*33}体験、「14歳の挑戦」の積極的な受入れ等図書館に親しむ機会を増やし、積極的に学校等との連携強化を図ります。

○ 関係機関等との連携協力

地域の保健所、保健センター、児童館、公民館等と連携し、子どもや保護者が本に

親しむ事業の共同開催や読み聞かせ研修会の開催、ブックスタート事業の推進に努めます。また、絵本館、文学館、博物館、富山県こどもみらい館等の関係機関との連携を進めます。

○ ボランティア活動の促進

子ども読書支援グループや生涯学習団体、PTA等社会教育団体に対し、ボランティアの育成と研修会の実施に努めます。また、ボランティアの登録制度の導入により、図書館や地域で読み聞かせ等多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供します。

② 公立図書館の機能強化

○ 蔵書の整備・充実

県立図書館では、子どもの読書活動に関わる人々を支援するための資料や実践事例、研究書等の収集・充実を努めるとともに、広く関係情報を集めて提供します。また、電子書籍*34等を含めた蔵書の充実に努めます。

ふるさと教育の基盤となる郷土資料の充実を図り、郷土資料情報総合データベース*35の活用により、ふるさと教育への支援を行います。市町村立図書館では、幅広い児童書の収集とふるさとの民話や文学の充実に努めます。

○ 児童図書に関するレファレンス・読書相談の充実

公立図書館が連携・協力し、児童図書等の相互貸借や調べ学習に対する支援、レファレンスサービス、読書相談の取組を進めます。また、児童用スペースの展示の工夫やパスファインダーの提供等により、子どもが自ら本を選び、親しみやすい環境づくりに努めます。

○ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

施設整備面での配慮、図書館利用の際の介助やコミュニケーションの確保、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努めます。

○ 研修会・講習会の開催

資料の選択・収集・提供等、読書活動を推進する上で司書・司書補等図書館職員の役割は極めて重要です。司書・司書補等図書館職員の専門的知識・技術の研鑽と向上のための研修会を充実させます。また、子ども読書支援グループ等ボランティアを対象とした技術向上を図る講習会を開催します。

○ 情報環境の充実

電子データ、画像や新聞、データベース等の検索と、それらの学習機会の提供等により、情報環境の充実に努めます。

(2) 児童館・公民館

現状・課題

- ・児童館、児童センターは、子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、また、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、図書室を設置することとされています。

- ・児童館、児童センターは、現在県内に50館（令和5年度）あり、子どもたちにとっては地域の身近な読書活動の支援の場となっています。また、読み聞かせやおはなし会等、子どもが読書に親しむ場となっています。
- ・放課後や休日に子どもたちが集まる「放課後子ども教室*36」「放課後児童クラブ*37」等の地域の居場所は、近年そのニーズが高まり、地域のボランティア等により、読み聞かせや図書館等と連携して本に親しむ活動を行っています。
今後も、読書活動に関し専門的知識を持つ者（絵本専門士*38等）やボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を推進していくことが望まれます。
- ・公立公民館は現在県内に322館（令和5年度）あり、子どもたちも参加する世代間交流行事等が盛んに行われています。地域にある身近な施設として、子どもたちが訪れやすい図書コーナーの設置や蔵書の整備等、子ども向け読書環境の整備が望まれます。

推進のための取組

- 図書館の司書や図書館ボランティアが施設を訪問し、書架の工夫や子どもが気軽に読書に親しめる環境づくりの支援に努めます。
- 蔵書の整備を図り、希望図書の貸出しの実施を促進します。また、読み聞かせやおはなし会の開催を増やし、子どもの訪問を促進します。
- 児童館・公民館の職員、地域のボランティア等の方々に、図書館が開催する読み聞かせの知識・技術の習得、またその向上を目的とした講習会や研修会への参加を促します。

3 学校等における読書活動の推進

学校等の役割

幼児期に読書の楽しさを知ることができるように、幼稚園、保育所、認定こども園等においては、絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。また、保護者に対しても、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが望まれます。

学校においては、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていくことが求められています。

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

現状・課題

- ・幼稚園、保育所、認定こども園等においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、幼児が絵本や物語等に親しむように、毎日、絵本や物語の読み聞かせ等が行われています。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を知らせ、読み聞かせ等を推進しています。
- ・本好きの子どもを育てるためには、幼児期において家庭と連携した取組の工夫が必要です。

推進のための取組

- 幼稚園、保育所、認定こども園等においては、安心して図書に触れることができる図書スペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力して、図書の整備を図ったり、図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定したりするよう努めます。
- 図書館では、幼児の関心を高め想像を豊かに広げることができる絵本やふるさとの民話を選び、教職員・保育士や保護者を対象に、読み聞かせ等の研修会の実施に努めます。
- 幼児が絵本や物語に触れる機会を増やすために、教職員・保育士だけでなく、社会人や学生ボランティア、小中学生等による読み聞かせを促進します。

(2) 小学校、中学校、高等学校等

現状・課題

- ・学校教育法の一部が改正（平成19年6月）され、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定され、学校での読書活動の重要性が一層増しています。
- ・子どもの読解力向上が課題とされる中、平成29年3月（小中学校）・平成30年3月（高等学校）公示の学習指導要領では、国語科において、読書活動に結びつくよう「読書」に関する指導事項を位置付け、学校図書館等を利用して様々な本等から情報を得て活用

することが示されています。また、引き続き各教科における言語活動を充実し、学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされています。

- ・学校図書館では、読書だけではなく、各教科で学習内容に関連した調べ学習や課題解決に向けた探究活動等が行われています。また、各学校では、子どものニーズに応じた図書室のレイアウトの工夫や、新書を含めた新刊図書の紹介等を盛り込んだ図書館だよりを発行しています。
- ・学校図書館は、読書活動や読書指導の場である「読書センター*39」としての機能と、子どもの学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその内容を深めたりする「学習センター*40」としての機能とともに、子どもや教職員の情報ニーズに対応したり、子どもが情報を収集・選択・活用する能力を育成したりする「情報センター*41」としての機能を有しています。そのため、学校図書館は、十分に機能を発揮することができるよう、学校図書館図書標準に沿った十分な資料を揃え、子どもが活用しやすい環境を整備するとともに、地域ボランティアも含めた学校図書館に携わる人員の配置及び資質向上が求められます。
- ・子どもの読書活動向上への総合的な取組を進めるには、公立図書館との連携、財政的な支援が望まれます。
- ・教職員一人一人の意識を高めるとともに、校内の推進体制を確立し、計画的な図書館運営を進めることが必要です。

推進のための取組

① 読書習慣の確立・読書指導の充実

○ 朝読書、読書月間の取組等の全校一斉活動の実施

全校一斉の朝読書、読み聞かせ会、朗読会等の一層の実施を目指します。

11月の「ふるさと とやま 読書月間」の設定や「ふるさと文学コーナー」の設置、年間を通じた1か月の自らの読書目標冊数の設定等を通じて、子どもが自主的に読書をしようとする意識が育つ環境づくりに取り組みます。

中高校生が、ふるさとの文学に触れる機会の一つとして、「高志の国文学」情景作品コンクールへの出品を奨励します。

○ 推薦図書や必読図書の選定

発達の段階に応じた推薦図書や必読図書を選定するとともに、市町村立図書館が所蔵する文庫や富山県にゆかりのある物語や作家の本、また、ふるさとの民話を指定するなど、地域の特性を踏まえた選定を進めます。

○ 研修会の実施と校内の推進体制の確立

司書教諭*42等を中心とした校内推進体制を確立し、定期的に校内研修会を実施します。校内研修会では読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の研究を進め、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図ります。

県では、図書館関係教職員を対象とした「図書館教育講習会」を開催し、必要な知識・技能を身に付けられるよう努めます。また、「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」(令和5年10月改訂)にICTや情報・教育データの利活用の6つの柱を示し、様々な研修に生かしていきます。

- 学校図書館の計画的な利用と図書委員会の活性化等

教科学習や総合的な学習を中心に、図書館の計画的な利用を図る年間計画を作成します。また、校内図書委員会の活性化を図り、「ふるさととやま読書月間」を中心に、年間を通して図書委員会等が自主的で創造的な活動を展開できるように支援します。

② 学校図書館の機能強化

- 学校図書館の資料の整備・充実

令和4年度からの5年間を期間とする国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画*43」による、各学校における学校図書館図書標準の達成に向けた計画的な整備が望まれます。また、富山県にゆかりのある文学をはじめ、ふるさとの民話、歴史、文化等の図書資料の整備・充実と、それらに気軽に触れ合えるコーナーの設置等が求められます。

- 学校図書館の施設・設備の整備・充実

学校図書館の書架のレイアウトや配架を工夫したり、先進的な事例を取り入れたりすることで、親しみやすく、子どもたちを優しく迎え入れる図書館づくりに努めます。

- 学校図書館の情報化

1人1台端末の導入が進む中、1人1台端末と連携した学校図書館の積極的な活用が図られるよう、学校図書館のICT化の環境整備を、地域の実情に応じて計画的に進めていく必要があります。学校内のどこにあっても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備が望まれます。

- 学校図書館を活用するための人的配置の充実

司書教諭の配置の促進と、司書教諭の職責を十分に果たせるように、司書教諭の研修会を開催します。また、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等への学校司書の配置の推進が求められます。

- 学校図書館と公立図書館の連携

「ふるさと文学巡回文庫」の利用やブックトーク*44の実演、司書による読み聞かせ等、多様な読書活動の展開に努めます。また、学校図書館と公立図書館の効果的な連携の在り方を検討します。

③ 特別な配慮を要する子供の読書活動の推進

発達障害を含む障害のある子どもや日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望まれます。例えば、点字図書、音声図書、大活字本、LLブック*45、マルチメディアデイジー図書*46、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効です。

国立国会図書館「国際子ども図書館」*47では、多言語の子ども向け資料を多数所蔵していて、貸出し事業*48を行っています。

(3) 特別支援学校

現状・課題

- ・子ども一人一人の障害の状態や発達の段階、興味・関心に合わせ、担任との対面、あるいは小集団による読み聞かせ活動等を行っています。
- ・子ども一人一人の実態把握を十分に行い、適切な手立てを講じることができるよう、家庭・学校・関係施設*49が共通した認識を持って、豊かな読書活動を進めることが必要です。

推進のための取組

- 子どもが興味・関心を持つことができるよう、様々な障害の状態に対応する選書に努めます。
- 視聴覚機器、点字図書、大型絵本、紙芝居、パネルシアター、LLブック、ボランティアによる読み聞かせ等の活用により、一人一人の子どもにふさわしい読書環境の充実に努めます。
- 学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム*50の活用や、専門的な技能を得ることができる研修会等への教職員の参加を勧め、教職員の読書活動推進に関する意識を高めます。

4 民間団体の活動に対する支援

民間団体の役割

民間団体やボランティア等は、子どもが気軽に読書に親しむための様々な機会を提供し、子どもの自主的な読書活動推進に大きく寄与しています。今後は、図書館や公民館、学校をはじめ地域の様々な施設と一層の連携・協力を図り、活動の広がりと継続的な取組が期待されます。

現状・課題

- ・ 県内の子ども読書支援グループ数^{*51}（令和5年度）は、64団体、会員数は970名という状況であり、各市町村の身近な施設等で積極的な活動を行っています。
- ・ 子ども読書支援グループは、図書館、小中学校をはじめ、公民館、児童館、保健センター等へ出向き、読み聞かせや紙芝居、人形劇やストーリーテリング等、子どもが本に親しむための契機となる魅力的な機会を提供しています。
- ・ 子ども読書支援グループは、子どもの読書活動を推進し、本の魅力を地域に広げる重要なボランティア団体であることから、活動に対する積極的な支援や場の提供が望まれます。

支援のための取組

- 図書館では、図書館運営の一層の充実を図るために、現在活動を行っている人、これから活動を考えている人を対象に、研修会や養成講座を開催するとともに、情報の提供と情報交換の機会を設け、子ども読書支援グループ等のボランティアの育成と資質向上に努めます。
- 市町村は、子どもの読書活動を推進する活動で、公共性が高いと認められるボランティア団体については、活動の場の確保や、域内の学校や公共施設での活動を支援するなど、積極的な奨励方策を講じるように努めます。
- 国の支援策である「子どもゆめ基金^{*52}」の周知に努め、その活用を奨励することにより、活動を支援します。

5 関係機関の連携・協力

子どもの自主的な読書活動を推進するには、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を担うとともに、関係機関が密接に連携・協力し、地域における子どもの読書活動推進体制を整備することが必要です。

(1) 推進体制の整備

現状・課題

- ・ 県では、富山県子ども読書活動推進会議*53を設置し、推進計画の策定をはじめ、推進のための具体的な取組を協議しています。
- ・ 市町村においても、子どもの読書活動推進のための体制づくりが進み、推進のための関連事業の開催が積極的に行われています。また、全ての市町村において「子ども読書活動推進計画」が策定されています。

整備への取組

- 県では、読書活動推進のための情報の収集に努め、市町村や図書館をはじめ関係機関に広く提供します。また、県、市町村がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力を進め、効果的な推進施策の実施に努めます。
- 市町村においては、それぞれの地域性を踏まえた「子ども読書活動推進計画」が策定されています。各市町村においては、計画の具現化や計画の見直しが望まれます。
- 子ども読書支援グループ等、民間団体との情報交換や連携・協力体制の整備に努めます。

(2) 図書館と学校、図書館間の連携

現状・課題

- ・ 図書館では、域内の小中高等学校への「ふるさと文学巡回文庫」等の団体貸出しや司書及び子ども読書支援グループ等の読書ボランティアが訪問しての読み聞かせ等を行っています。また、子どもたちを図書館へ招き、図書館利用の案内や調べ学習のためのアドバイスのほか、司書体験等を積極的に行っています。
- ・ 県内図書館では、横断検索システム*54により各図書館の所蔵状況の把握が容易となり、連絡車の巡回*55による本の相互貸借*56等図書館間の連携・協力が進められています。また、県外図書館や大学・高等教育機関等との連携・協力も行っています。

連携への取組

- 県立図書館は、東海・北陸地域の図書館及び県内大学図書館等との連携を強化し、関係機関への積極的な資料提供と、市町村立図書館が対応しきれない図書・資料の整備に努めます。

- 県図書館協会は、県内図書館の情報交換や司書の資質向上に向けての研修会、ナビゲーション事業*57による子ども読書支援グループ等ボランティアの育成支援、リーフレットやガイドブック等の発行・配布を通して、子どもの読書活動推進に努めます。
- 公立図書館は、司書教諭や学校司書、子ども読書支援グループ等ボランティアと連携・協力し、レファレンスや読書相談、団体貸出し等により図書と触れ合う機会を増やし、学校へのより充実した支援を推進します。
- 公立図書館は、学校図書館と協力して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、情報検索、探究的学習、課題研究、総合的な学習への支援を行うとともに、適切な図書の提供やアドバイス、グループ読書のための団体貸出し等の支援に努めます。

* 1 こどもの読書週間

「子どもの日」を含む4月23日から5月12日までの3週間。子どもに正しい読書習慣を身に付けさせることを目的に、(公社)読書運動推進協議会が定めた。

* 2 不読率

1か月に1冊も本を読まない子どもの割合。

* 3 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。

* 4 すすめたいふるさととやま100冊の本

富山県にゆかりのある民話や物語等100冊を選定したもの。

* 5 ふるさと文学巡回文庫

「すすめたいふるさととやま100冊の本」の中から33冊を1セットとして、県内の全公共図書館に配布。各地区の学校や公民館等に巡回文庫として貸出しを行っている。

* 6 ふるさととやま読書月間

10月27日～11月9日の読書週間に合わせ、読書活動を推進するため11月を読書月間として設定した。この期間に学校図書館等に従来からある郷土資料コーナー等を利用して、ふるさとの文学や民話、地域の歴史・文化に関する本等も紹介するよう勧めている。

* 7 「高志の国文学」情景作品コンクール

県内の中学校、高等学校、高等専門学校(3年まで)、特別支援学校(中・高等部)に在籍する子どもが、「ふるさと文学」に親しみ、郷土を一層深く理解しようとする機運を高めることを目的に実施。

* 8 絵本っておもしろい

初めて読み聞かせをする人のために、図書館の人が選んだ100冊の読み聞かせ絵本リスト。子育て応援券で購入することができる。

* 9 学校司書

平成26年「学校図書館法」が一部改正され、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならないと規定された。

* 10 子どもと本の講座

図書館司書や読書ボランティア等を対象に、読み聞かせの普及促進、物語や絵本に関する講演会等を年に2回(8月、10月)実施。(県立図書館主催)

* 11 ストーリーテリング

語り、素話ともいわれるもので、物語を本を使わずに語り聞かせる手法。自分で文字を読んで味わうことに慣れていない子どもには、自ら進んで行う読書への導入となる。

*12 おはなし会

子どもを集めてお話を聞かせる会。子どもの集団に合わせて、ストーリーテリング、絵本、紙芝居、人形劇、パネルシアター、**ペープサート**等、多彩な展開が見られる。

・ペープサート

厚紙の両面に人物等を描き、細い棒等をつけて表裏クルクル返したり動かしたりして演じる紙人形劇。

*13 ふるさと文学

富山県出身者、富山を舞台にした作品、先祖が富山である人や富山在住経験者等、富山に縁やゆかりのある人を幅広くとらえる。また、富山ゆかりの偉人、先駆者等に関する書籍、伝記、研究書等も幅広く対象とした文学作品。気軽に楽しめるきっかけになるように、文章表現に限らず、絵本、映画、マンガ、アニメ等も幅広く対象としている。

*14 高志の国文学館

「越中万葉」から近・現代までの富山県ゆかりの作家や作品の魅力を幅広く発信し、だれもが気軽に富山のふるさと文学に親しみ、新たな創作への刺激ともなる場となるよう、平成24年7月に開館。

*15 文字・活字文化の日

平成17年に制定された「文字・活字文化振興法」(第11条)により、読書週間の初日にあたる10月27日に制定。国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるため、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

*16 文部科学大臣表彰

平成14年度から読書活動の一層の推進に資するため、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている学校・園・図書館・団体及び個人を表彰している。

*17 社会保障審議会

厚生労働大臣の諮問に対して社会保障に関する重要事項を調査審議する機関。児童福祉法第8条第8項の規程により、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の部門毎に優れた児童福祉文化財の推薦を行っている。

*18 ブックスタート事業

乳幼児健診時に赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行い、併せて絵本の入ったブックスタート・バックを手渡し、赤ちゃんとの時間の楽しさを分かち合うことを応援する事業。

*19 読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もある。

*20 お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

*21 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、1冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

*22 書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を1人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・全国高等学校ビブリオバトル富山県大会

富山県高等学校図書館協議会の主催により実施（平成30年度～）。

*23 ペア読書

2人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で1冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

*24 味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

*25 まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を1人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

*26 アニマシオン

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

*27 本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

*28 図書委員、子ども司書等の活動（読書リーダー等の読書推進活動）

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

「**学校図書館ガイドライン**（平成28年文部科学省）」には、学校図書館の運営において「**図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効**」とある。

・学校図書館ガイドライン

学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書の資格・養成等の在り方について一定の指針を得るため、平成27年に文部科学省が設置した「**学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議**」の報告を踏まえ、平成28年11月に示されたもの。

*29 家読（うちどく）

家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動。

*30 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（第10条）により、4月23日に制定。国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行うための環境づくりに努める。

*31 団体貸出し

学校・社会教育施設、福祉施設等に多量の図書館資料を長期間まとめて貸出し・利用する貸出し方法のこと。

*32 パスファインダー

特定のテーマに関する資料や情報の探し方、調べ方の案内。図書館で探索できる方法を一覧できるリーフレットは、**レファレンス**や**ガイダンス**での道しるべとして活用できる。

・レファレンス

利用者の求めに応じて、図書館職員が図書館所蔵資料及び機能を活用して、資料や情報を提供すること。

*33 司書

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。図書館の管理運営、資料の収集、整理、保存、閲覧、サービス等、専門的業務に豊富な知識、技能を有する職員。（資格職）

*34 電子書籍

パソコンやタブレット端末、スマートフォン等の電子端末で読めるデジタル化された書籍。

*35 郷土資料情報総合データベース

県立図書館が所蔵する人物や新聞、貴重書等の郷土資料情報データベースを、キーワードから一括検索、表示できるシステム。

*36 放課後子ども教室

地域住民や大学生・企業OB等、様々な人材の協力を得て、放課後に全ての子どもに対して、学校の余裕教室、体育館、公民館等を活用して学習支援や多様なプログラムを実施する事業。

***37 放課後児童クラブ**

保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業。

***38 絵本専門士**

絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備えた絵本の専門家。その役割は、読み聞かせやおはなし会、ワークショップ等実際に本を使って行う取組や、絵本に関する知識をもって行う指導・助言等。

***39 読書センター**

児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場としての機能。

***40 学習センター**

児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場としての機能。

***41 情報センター**

児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場としての機能。

***42 司書教諭**

学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務にあたる教諭をいう。学校図書館法の改正により、平成15年度から、12学級以上の学校には必置となった。

***43 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」**

令和4年度からの5か年で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充を図ることを目的に、単年度480億円、5年間で2,400億円が講じられることとしている。

***44 ブックトーク**

一つのテーマに従って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらう手法。

***45 LLブック**

文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人がやさしく読めるよう、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラム等を用いて内容が分かりやすく書かれている本。LLとは、スウェーデン語の Lättläst（レットラスト）の略で、“やさしくてわかりやすい” という意味。

***46 マルチメディアダイジー図書**

様々な原因で印刷物を読むことが困難な人のために開発された電子書籍規格の一つで、音声とともに、文字や画像が表示されるデジタル図書。

***47 国立国会図書館「国際子ども図書館」**

インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて

全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。

*48 貸出し事業

学校図書館に対する支援の一環として、外国語の図書を含む児童書等約40冊（「国際理解」がテーマ）を貸し出す「学校図書館セット貸出し」を行っている。

*49 関係施設

公立図書館ほか、県視覚障害者福祉センター等。

*50 学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム

公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な図書館や関係行政組織・団体等が連携するもの。学校図書館等におけるアクセシブルな書籍等の共有を目指し、アクセシブルな図書・教材を効率的に製作、共有する仕組み等の検討や、図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進的な取組の集約を行い、その成果をウェブサイトで公開。

*51 子ども読書支援グループ数

（公社）読書推進運動協議会が、5年毎に都道府県立図書館を通じて実施している「全国読書グループ調査」結果のうち、図書館や地域施設で読み聞かせ等による子どもの読書を支援しているグループの数。

*52 子どもゆめ基金

独立行政法人国立青少年振興機構に設置され、青少年に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付している。

*53 富山県子ども読書活動推進会議

県内の子ども読書活動の総合的な推進を図るために、情報交換や具体的な方策等についての協議を行う。学識経験者、図書館関係者、教育関係者、読書ボランティア関係者、行政関係者等の各種団体の代表者で構成されている。

*54 横断検索システム

県内図書館（公立55館、大学等11館）が、インターネット上に公開している所蔵情報を、署名や著者名等から同時に複数館検索し、その結果を一括表示させるシステム。

*55 連絡車の巡回

県立図書館の運用する車が、県内図書館（全ての市町村中央図書館及び一部の大学等）を毎週巡回し、本の相互貸借、配布資料の輸送等を行っている。

*56 相互貸借

近くの図書館に利用したい本がない場合、図書館を通じて、他の図書館の本を取り寄せることができる。絵本や児童書等にも対応している。

*57 ナビゲーション事業

県図書館協会が各図書館の先進的活動を応援する事業で、学校司書や図書館ボランティアの養成講座、地域に開かれた図書館行事等毎年県内3～4図書館等で実施している。

資 料

- 県内の公共図書館
- 県内の子ども読書支援グループ
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 富山県子ども読書活動推進会議設置要綱
- 令和5年度 富山県子ども読書活動推進会議委員名簿

(参考URL)

子ども読書の情報館

<https://kodomodokusyo.go.jp/>



子育てネッ！とやま 子供読書ページ

<https://www.pref.toyama.jp/3009/kurashi/kyouiku/kosodate/hp/tanoshimu/reading/index.html>



富山県立図書館 <http://www.lib.pref.toyama.jp/>



県内の公共図書館

令和4年度 富山県の公共図書館より

図書館名	所在地	電話番号	開館時間		休館日	蔵書冊数	内児童書冊数	児童室
1 富山県立図書館	富山市茶屋町206-3	(076)436-0178	(火～金) 9:00～19:00	(土・日・祝) 9:00～17:00	月(祝の場合翌日) 第4木(祝の場合翌日)	1,029,600	41,555	有
2 富山市立図書館本館	富山市西町5-1 TOYAMAキラリ1階、3～5階	(076)461-3200	(日～木) 9:30～19:00	情報コーナー (1F)7:00～20:00 児童図書フロア (3F)・特別コレク ション室(5F) 9:30～18:00	第1水 (5月・1月は第2水)	482,217	110,444	有
3 富山市立大沢野図書館	富山市高内365 大沢野会館1階	(076)468-0950	(月～金) 9:30～18:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	第1水 (5月・1月は第2水)	61,309	18,772	有
4 富山市立大山図書館	富山市上滝567 大山文化会館2階	(076)483-0012	(月～金) 9:30～18:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	第1水 (5月・1月は第2水)	56,107	13,983	有
5 富山市立 八尾図書館ほんの森	富山市八尾町井田126 八尾コミュニティセンター2階	(076)454-6846	(月～金) 9:30～19:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	第1水 (5月・1月は第2水)	62,145	21,541	有
6 富山市立婦中図書館	富山市婦中町砂子田1-1 婦中ふれあい館1階	(076)465-4493	(月～金) 9:30～18:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	第1水 (5月・1月は第2水)	79,439	22,095	有
7 富山市立山田図書館	富山市山田北山41	(076)457-2200	(月～金) 9:30～17:30	(土・日・祝) 9:30～17:00	第1水 (5月・1月は第2水)	10,615	4,045	有
8 富山市立細入図書館	富山市楡原405	(076)485-9050	(月～金) 9:30～17:30	(土・日・祝) 9:30～17:00	第1水 (5月・1月は第2水)	14,387	4,104	有
9 富山市立図書館 水橋分館	富山市水橋辻ヶ堂129-1	(076)478-2390	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	15,169	5,896	有
10 富山市立図書館 岩瀬分館	富山市岩瀬御蔵町1	(076)437-6377	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	16,355	6,370	有
11 富山市立図書館 呉羽分館	富山市呉羽町2920	(076)434-1957	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	15,561	6,064	有
12 富山市立図書館 豊田分館	富山市豊田本町1-2-5	(076)438-6331	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	15,457	5,728	有
13 富山市立図書館 藤ノ木分館	富山市藤木1246	(076)492-3406	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	12,409	5,156	有
14 富山市立図書館 蛭川分館	富山市赤田50	(076)421-9284	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	14,009	5,858	有
15 富山市立図書館 月岡分館	富山市上千俵町509	(076)429-3432	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	12,776	5,245	有
16 富山市立図書館 大広田分館	富山市東富山寿町2-1-14	(076)437-9980	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	12,404	4,870	有
17 富山市立図書館 新庄分館	富山市新庄町1-3-16	(076)442-0756	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	14,108	5,295	有
18 富山市立図書館 奥田北分館	富山市下新北町2-11	(076)433-9126	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	15,218	5,875	有
19 富山市立図書館 四方分館	富山市四方142-1	(076)435-3248	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	13,146	5,112	有
20 富山市立図書館 堀川分館	富山市堀川小泉町1-18-13	(076)422-7173	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	13,241	4,762	有
21 富山市立図書館 堀川南分館	富山市本郷町243-45	(076)492-3111	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	12,888	5,136	有
22 富山市立図書館 山室分館	富山市中市2-8-76	(076)492-3408	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	11,835	4,974	有
23 富山市立図書館 東部分館	富山市石金1-2-13	(076)493-1886	(月～日・祝) 9:00～17:00		第1水 (5月・1月は第2水)	12,591	4,691	有
24 富山市立図書館 八尾東町分館	富山市八尾町東町2149	(076)455-1466	(月～金) 9:00～18:00	(土・日・祝) 9:00～17:00	第1水 (5月・1月は第2水)	21,656	4,833	有
25 富山市立とやま駅南図書館	富山市新富町1-2-3 富山駅前CICビル4階	(076)444-0644	10:00～21:00		第3火 (8月・12月を除く) 2月の第1月、火、水	14,738	790	無
26 富山市立こども図書館	富山市新富町1-2-3 富山駅前CICビル4階	(076)444-0644	10:00～18:00		第3火 (8月・12月を除く) 2月の第1月、火、水	20,156	19,000	有
27 高岡市立中央図書館	高岡市末広町1-7 ウイングウイング高岡2・3階	(0766)20-1818	(平日・土) 9:00～19:00	(日・祝) 9:00～17:00	月(祝の場合は、翌平日 ただし第4月休館)	382,628	70,346	有
28 高岡市立伏木図書館	高岡市伏木湊町13-1 高岡市伏木コミュニティセンター1階	(0766)44-0073	(平日・土) 9:00～18:00	(日) 9:00～17:00	月 (第3日の翌日除) 第3日・祝	61,668	13,503	有

	図書館名	所在地	電話番号	開館時間		休館日	蔵書冊数	内児童書冊数	児童室
				(平日・土) 9:00～18:00	(日) 9:00～17:00				
29	高岡市立戸出図書館	高岡市戸出町3-19-29	(0766)63-1254	(平日・土) 9:00～18:00	(日) 9:00～17:00	月 (第3日の翌日除) 第3日・祝	56,877	13,790	有
30	高岡市立中田図書館	高岡市下麻生1108 高岡市中田コミュニティセンター1階	(0766)36-0054	(平日・土) 9:00～18:00	(日) 9:00～17:00	月 (第3日の翌日除) 第3日・祝	37,118	8,698	有
31	高岡市立福岡図書館	高岡市福岡町大流 44 高岡市ふくおか総合 文化センター(Uホール)2階	(0766)64-1034	(平日・土) 9:00～19:00	(日・祝) 9:00～17:00	火(祝の場合は翌日) ・祝の翌日	87,928	21,747	有
32	魚津市立図書館	魚津市本江1940	(0765)22-0462	(火～金) 9:00～20:00	(土・日・祝) 9:00～17:00	月・第4木	302,596	53,813	有
33	氷見市立図書館	氷見市本町4-9 氷見市教育文化センター1階	(0766)74-8226	(火～金) 9:30～18:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	月(7/20～8/31を除く) ・月末日(7・8月を除く)	268,766	51,015	有
34	滑川市立図書館	滑川市吾妻町426	(076)475-8001	(火～金) 9:00～19:00	(土・日・祝) 9:00～18:00	月(祝の場合翌平日) 第1木(祝の場合翌平日)	144,292	383	無
35	滑川市立子ども図書館	滑川市吾妻町426 滑川市民交流プラザ2階	(076)475-8180	(月～金) 9:00～19:00	(土・日・祝) 9:00～18:00	水(祝の場合翌平日)	38,171	36,626	有
36	黒部市立図書館 あおーよ図書館(R5.10月～)	黒部市三日市725 くろべ市民交流センター内	(0765)54-2311	(金・土) 9:00～20:00	(日月水木・祝) 9:00～19:00	火(祝を除く) ・最終木	157,725	43,188	有
37	黒部市立図書館宇奈月館	黒部市宇奈月町下立682	(0765)65-1010	(火～日・祝) 9:00～18:00		月(祝の場合翌日) ・最終木・祝の翌日	49,812	10,814	有
38	砺波市立砺波図書館	砺波市幸町4-1	(0763)32-4128	(火～金) 10:00～19:00	(土・日・祝) 10:00～17:30	月(祝の場合翌日) ・第4木・祝の翌日	278,503	58,570	有
39	砺波市立庄川図書館	砺波市庄川町背島3607 庄川生涯学習センター1階	(0763)82-0266	(火～金) 10:00～19:00	(土・日・祝) 10:00～17:30	月(祝の場合翌日) ・第4木・祝の翌日	73,959	22,615	有
40	小矢部市民図書館	小矢部市石動町11-10	(0766)67-2056	(火～金) 9:30～19:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	月(祝の場合翌日)	156,109	43,231	有
41	南砺市立中央図書館	南砺市福光7336-4 福光会館1階	(0763)52-0317	(火～金) 9:30～19:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	月(祝を除く) ・第4木	147,505	29,035	有
42	南砺市立福野図書館	南砺市やかた100 福野文化創造センター ヘリオス2階	(0763)22-1128	(月・水～金) 9:30～19:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	火(祝の場合翌日) ・第4木	150,886	32,057	有
43	南砺市立井波図書館	南砺市山見1400	(0763)82-0150	(火～金) 9:30～18:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	月(祝を除く) ・第4木	97,005	19,155	有
44	南砺市立城端図書館	南砺市城端953	(0763)62-0312	(火～金) 9:30～18:00	(土・日・祝) 9:30～17:00	月(祝を除く) ・第4木	82,398	22,173	有
45	南砺市立平岡図書館	南砺市下梨2271 平若者センター春光荘1階	(0763)66-2240	(火～日・祝) 9:30～17:00		月(祝を除く) ・第4木	25,415	8,254	有
46	射水市中央図書館	射水市戸破1511	(0766)57-4646	(火～金) 9:30～18:30	(土・日・祝) 9:30～17:00	月・第1木・祝の翌日 (土日月の場合直近の火)	183,462	47,653	有
47	射水市新湊図書館	射水市三日曾根3-23 高周波文化ホール 新湊中央文化会館2階	(0766)82-8410	(火～金) 9:30～18:30	(土・日・祝) 9:30～17:00	月・第1木・祝の翌日 (土日月の場合直近の火)	124,447	33,637	有
48	射水市正力図書館	射水市大門67 大門総合会館3階	(0766)52-5273	(火～金) 9:30～18:30	(土・日・祝) 9:30～17:00	月・第1木・祝の翌日 (土日月の場合直近の火)	72,342	1,700	無
49	射水市下村図書館	射水市加茂中部838-2 下村交流センター内	(0766)59-2303	(火～金) 9:30～18:30	(土・日・祝) 9:30～17:00	月・第1木・祝の翌日 (土日月の場合直近の火)	39,980	16,425	有
50	町立上市図書館	中新川郡上市町南町19	(076)472-6494	(月・水～日・祝) 10:00～18:00		火(祝の場合翌日) 第3水・祝の翌日	89,602	28,122	有
51	立山町立立山図書館	中新川郡立山町前沢1169	(076)463-0634	9:30～19:00		※定期休館日なし	122,899	28,949	有
52	入善町立図書館	下新川郡入善町入膳3200 入善町民会館内	(0765)72-0180	(火～日・祝) 9:30～18:00		月・祝の翌日・月末日 (土日を除く)	120,453	43,558	有
53	朝日町図書館	下新川郡朝日町沼保969	(0765)83-0574	(火～金) 9:00～19:30	(土・日・祝) 9:00～17:00	月(祝の場合翌日) 第4木	129,755	28,019	有
54	舟橋村立図書館	中新川郡舟橋村竹内602	(076)463-5831	(火～金) 10:00～19:00	(土・日) 10:00～17:00	月・祝・最終木	95,670	28,044	有
55	(一般財団法人)眉文文庫	高岡市大町13-3	(0766)26-2735	(火～土) 10:00～17:00		日・月・祝・お盆	48,103	6,540	有

※ 休館日は、上記以外にも図書館によっては特別整理期間、年末年始休館日、振替休館日や臨時休館日があります。また、開館日・開館時間は、曜日または季節により異なる場合があります。【詳細は各図書館にご確認ください】

県内の子ども読書支援グループ

令和5年7月現在

No	グループ名	活動市町村	創設年(区割)	会員数	活動回数	活動場所	活動内容・回数
1	いずみ文庫	富山市	1990	2	年83回	認定子ども園内、地域開放子育て支援センター	文庫開設：49回 認定子ども園おはなし会：19回 親子サークルわらべの会：15回
2	かすてら文庫	富山市	1998	1	年22回	市内小学校・保育園 総曲輪レガートスクエア 富山市まちなか総合ケアセンター	小学校 ブックトークと読み聞かせ10回 保育園 ブックトークと読み聞かせ4回 レガートスクエア ブックトークと読み聞かせ7回 お話し会1回
3	子ども文庫やかまし村	富山市	1987	20	年3回 貸出随時	自宅	地域子ども文庫(会員への貸出を中心に活動) 読み聞かせ等、おはなし会3回
4	東部小学校読み聞かせ会	富山市	2011	11	長期休み期間以外 毎週月朝	東部小学校	8～10クラスに、読み聞かせ・ストーリーテリング 月4回程度
5	富山おはなしの会	富山市	1993	6	年40回	保育所・子ども園	雲雀ヶ丘保育所 おはなし会10回 聖マリア子ども園 おはなし会10回 寒江保育所 おはなし会10回 浜川崎保育所 おはなし会10回 富山市立図書館 1回、その他 1回
6	良書すすめる会	富山市	1997	58	年24回	富山市立図書館、富山県立図書館ほか	県立図書館 富山市立図書館 良書選定10回 四季防災館 富山市中央児童館 イベント4回
7	富山市立図書館 よみかかせの会	富山市	2003	33	年245回	週1回研修会・図書館・小学校・こども園・保育所・支援学校・子育て支援センター等	富山市立図書館本館 0,1,2ポケット(0～2歳対象 おはなし会) 22回 おはなしポケット(3歳以上 おはなし会) 21回 おはなし会(5歳以上 ストーリーテリング) 12回 おきなおはなしポケット 1回 学校訪問・学校招待 お話の語り 29回 他イベント(おはなしおはなしおんがく会他) 6回 図書館外 子ども園・保育所での定期おはなし会(6か所 計46回) 小学校(4校 計72回)、特別支援学校(2校 計4回) 親子サークル(5か所 計11回) 芸術センター(2回)、ひまわり子ども食堂(5回) 書店(2回)、上市図書館絵本室(1回) 等
8	大山おはなしの会	富山市	2001	28	年109回	図書館・学校・幼稚園・保育所・公民館	富山市立図書館：語り1回 上高小学校：読み聞かせ・ストーリーテリング22回 大庄小学校：読み聞かせ・ストーリーテリング10回 福沢小学校：読み聞かせ・ストーリーテリング6回 小見小学校：読み聞かせ・ストーリーテリング10回 大庄保育園：読み聞かせ・ストーリーテリング12回 中央保育園：読み聞かせ・ストーリーテリング12回 福沢保育園：読み聞かせ・ストーリーテリング12回 上流保育園：読み聞かせ・ストーリーテリング12回 子育て支援：読み聞かせ12回
9	八尾おはなしの会	富山市	1997	7	年59回	図書館・学校・幼稚園・保育所・児童館・高齢者施設等	八尾図書館ほんの森：読み聞かせ 13回 細入図書館：読み聞かせ 1回 八尾保育園：読み聞かせ 4回 福島保育園：読み聞かせ 5回 しんでん保育園：読み聞かせ 8回 津津保育園：読み聞かせ 2回 細入保育園：読み聞かせ 2回 八尾子育て支援センター：読み聞かせ 8回 神遊野小学校：読み聞かせ 11回 杉原小学校：読み聞かせ 1回 山田児童館：読み聞かせ 4回
10	婦中図書館おはなしボランティア トマトの会	富山市	2000	13	年71回	図書館・保育所	婦中図書館：読み聞かせ 51回 保育所・幼稚園：読み聞かせ 20回
11	劇団「喜び」	高岡市	2001	1	3回	高岡市立中央図書館他	ストーリーテリング、読み聞かせ、紙芝居など
12	高岡おはなしの会	高岡市	1997	9	年40回	高岡市立中央図書館、市内保育園、小学校、こどもみらい館他	素話(ストーリーテリング)、手遊び、ペーパーアート
13	図書館ボランティア おはなし会	高岡市	2004	10	年25回	高岡市立中央図書館、市内小学校	読み聞かせ、手遊び、パネルシアター、ブックトーク
14	人形劇団 どんぐりコロコロ	高岡市	2000	8	年55回	高岡市立中央図書館、市内保育園、おもちゃの図書館他	人形劇、パネルシアター、読み聞かせ、手作り工作、紙芝居、手遊び、リズム体操
15	ブックスタートボランティア 高岡らっこの会	高岡市	2000	42	年38回	保健センター、オタヤ子ども広場他	ブックスタート28回 読み聞かせ、手遊び
16	チルドレンズシアター	高岡市	1966	60	年5回	高岡市立中央図書館、児童館他	パネルシアター、読み聞かせ、紙芝居、手遊び
17	薪の会	高岡市	1999	1	年1回	福岡地区内幼稚園・こども園	おはなし・エプロンシアター等 1回
18	太田たんぼほの会	高岡市	2002	4	長期休み期間以外 月1回	高岡市立太田小学校	絵本の読み聞かせ9回
19	おはなしを楽しむ会	魚津市	2001	10	月3回	魚津市立図書館 小学校等	絵本の読み聞かせ、朗読 令和4年4月から活動再開
20	ソロブチミスト ひまわりの会	魚津市	2008	11	月1回	魚津市立図書館	絵本の読み聞かせ 令和4年4月から活動再開
21	ベビーブックの会	魚津市	2003	13	月1回	魚津市健康センター	「はじめての絵本事業」(ブックスタート)実施時の絵本の読み聞かせ 令和4年4月から活動の一部(子育て支援活動)を再開
22	氷見市婦人ボランティアグループ 「いずみの会」	氷見市	1982	14	年17回	氷見市立図書館、市内全域	図書館：おはなし会12回(月1回) 子育て支援センター：おはなし会2回 地区子育てサークル：おはなし会3回
23	おはなしママの会	滑川市	2000	7	第3土曜	滑川市立子ども図書館	子ども図書館：読み聞かせ12回
24	chocolat ☆ショコラ	滑川市	1992	5	年1回	滑川市立子ども図書館	子ども図書館：人形劇1回(クリスマスおたのしみ会)
25	たんぼほの会	滑川市	2003	3	第4土曜	滑川市立子ども図書館	子ども図書館：読み聞かせ11回
26	社会福祉法人会 あいじ福祉会	黒部市	1975	4	年10回	黒部市立図書館	絵本の読み聞かせ…10回 簡単な工作…10回
27	読み聞かせ ボランティア すまいるスマイル	黒部市	2014	9	年62回	右のとおり	絵本の読み聞かせ・毎週土曜日 (黒部市立図書館)…51回 講師を招いて自主研修会…11回
28	おはなしたんぼほ	黒部市	2014	9	年29回	右のとおり	宇奈月小学校…1回、友学館(下立保育所)…12回 うらやま保育園…9回、すくすくランド…1回 ボランティア会…2回、その他…4回
29	おはなしサークル紙ふうせん	砺波市	2001	6	0回	公民館・こども園・小学校等	小学校での読み聞かせ
30	砺波市立図書館友の会 (読書会 兼)	砺波市	2008	33	年6回	砺波市立砺波図書館	視察研修：1回、講演会：2回 研修会：2回、雑誌リサイクル：1回
31	砺波ファーストブックの会	砺波市	2008	195	年45回	砺波市立砺波図書館	健康センター 絵本の配布、子育て支援資料の配布 砺波図書館での読み聞かせ：45回

No	グループ名	活動市町村	創設年(区別)	会員数	活動回数	活動場所	活動内容・回数
32	めばえの会	砺波市	1983	14	年34回	砺波市立砺波図書館	砺波図書館で読み聞かせ：34回
33	おはなしポケット	砺波市	2003	14	年32回	砺波市立庄川図書館・区域内小学校・保育所等	庄川図書館：読み聞かせ10回 小学校：読み聞かせ6回、保育所：16回
34	小矢部市更正保護女性会	小矢部市	2004	14	活動休止	こども園他	
35	小矢部市ブックスタートボランティア	小矢部市	2008	20	活動休止	4か月健診の検診会場	
36	たんぽぽⅡ	小矢部市	1991	5	年3回	小矢部市民図書館	ペープサート、パネルシアター3回
37	ひまわりグループ	小矢部市	1979	8	年5回	老人福祉施設	パネルシアター・紙芝居・素話 5回
38	さくらグループ	小矢部市	2006	6	年12回	小矢部市民図書館道の駅メルヘン	手づくり紙芝居作成(1話)
39	小矢部市民図書館語りべの会	小矢部市	1997	40	年34回	小矢部市民図書館	読み聞かせ34回
40	フラットb	南砺市	2006	5	年28回	上平小学校	上平小学校「朝読書訪問」朗読とブックトーク 28回
41	おはなしJA夢	南砺市	2003	8	年45回	福光東部小学校 福光南部小学校 東太美交流センター	福光東部小 読み聞かせ 30回 福光南部小 読み聞かせ 14回 東太美なごみの会 読み聞かせ 1回
42	おはなしまんまる	南砺市	2013	11	年11回	南砺市立中央図書館 子育て支援センターほほえみ、子育て支援センターにこにこ	南砺市立中央図書館 読み聞かせ 9回、クリスマス会 1回 子育て支援センター(ほほえみ1回) 読み聞かせ 1回
43	本でこんにちは	南砺市	1989	10	年33回	南砺市立福野図書館、福野小学校	福野図書館 土曜おはなし会 20回 クリスマスおはなし会 1回 福野小学校 お話を聞く会 12回
44	ピッコログループ	南砺市	1993	7	年57回	・井波図書館 ・井波小学校 ・井波社会福祉センター ・アスモサロン	井波図書館 読み聞かせ、工作、紙芝居、手遊び等 11回 井波小学校(1～3年生) 読み聞かせ、手遊び等 22回 井波社会福祉センター 定例会 21回(紙芝居、手遊び) サロン協力(元気塾) サロン協力(元気塾) 高齢者の方に、おはなし会、紙芝居、手遊び 3回
45	つばきの会	南砺市	2011	6	年84回	・井波図書館 ・井波保育園 ・寺子こども園 ・井波小学校 ・つばき学舎 ・庄川放課後児童クラブ(庄川生涯学習センター 庄川子どもわくわく教室)	井波図書館 読み聞かせ 11回 井波保育園(未満児・年長) 読み聞かせと手遊び6回 寺子こどもえん 読み聞かせと手遊び 12回 井波小学校(4～6年) 読み聞かせ 22回 つばき学舎(1～3年) 読み聞かせ 10回 庄川放課後児童クラブ 読み聞かせ 9回 絵本ライブ 2回(パネルシアター、絵本読み聞かせ、エレクトーン演奏等) 定例会 12回
46	読み聞かせボランティア虹の会	南砺市	1994	10	年24回	城端図書館 城端小学校 城端児童館	城端図書館 読み聞かせ 7回 城端小学校 読み聞かせと工作会 5回 城端小学校 読み聞かせ 12回
47	射水おはなしの会	射水市	1996	17	月3回	中央図書館・小学校・保育園・幼稚園	読み聞かせ、おはなし、ストーリーテリング(中央図書館では、キッズグループとして活動)
48	キッズグループ	射水市	2001	14	週1回	射水市中央図書館	読み聞かせ、おはなし、手あそび46回
49	ピッピの会	射水市	2002	18	月2回	射水市新浜図書館・小学校・中学校・作道橋下公民館	読み聞かせ・おはなし 紙芝居・歌あそび
50	ライラック・リーディング	射水市	2003	7	月2回	射水市新浜図書館・小学校・児童館	読み語り
51	レインボー	射水市	2002	10	年32回	小学校・保育園・公民館	読み聞かせ(月2回)
52	一・五クラブ	射水市	1999	7	通常であれば月1回(活動休止中)	新浜小学校	小学校での読み聞かせ(月1回)(学校との協議により現在活動休止中)
53	ポッポの会	射水市	2000	8	約15回	小学校・保育園	読み聞かせ(小学校8回 保育園7回)
54	絵本読み聞かせの会 紙ふうせん	射水市	2001	7	年13回	わかば幼稚園 大門小学校	絵本の読み聞かせ・紙芝居等 わかば幼稚園：5回 大門小学校：8回
55	りんごのほっぺちゃん	射水市	2012	3	年37回	県内幼稚園・保育所など	パネルシアター 手遊び・絵本の読み聞かせ等
56	ポニーの会	射水市	2003	5	年27回	下村図書館、下村小学校	読み聞かせ(図書館：18回 小学校：9回)
57	絵本のよみきかせの会	上市町	2005	4	年12回 第2日曜日	町上市市図書館(絵本コーナー)	絵本の読み聞かせ 6回 紙芝居・手遊び
58	立山おはなしの会	立山町	1997	10	年19回	立山図書館、立山町内の小学校、放課後児童クラブ等	昔話の語り、読み聞かせ、手遊び、わらべ唄の伝承等 定例会：6回 小学校：11回 放課後児童クラブ：2回
59	真珠の会	立山町	1999	16	年35回	小学校 放課後児童クラブ等	読み聞かせ、服話術、おはなし、手遊び等 立山北部小学校：31回 放課後児童クラブ：4回
60	子どもの本を読む会	入善町	1994	5	年7回	区域内保育所 図書館行事	・読み聞かせ6回 ・読み聞かせ1回
61	さくらグループ	入善町	2002	9	年0回	区域内保育所 区域内小学校 図書館行事	なし
62	朝日町読み聞かせグループ	朝日町	2011	10	年100回	町内小学校 朝日町図書館・福祉施設等	小学校：読み聞かせ週3回 図書館：読み聞かせ月3回 その他：随時
63	イソップの会	舟橋村	1998	6	年12回	舟橋村立図書館	おはなし会 読み聞かせ・紙芝居
64	カーモの会	舟橋村	2014	3	月36回	舟橋村立図書館	おはなし会 読み聞かせ・紙芝居

※(公社)読書推進運動協議会による令和5年全国読書グループ調査をもとに、一部、県内読書グループ調査を参考に作成(県立図書館調べ)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号 平成13年12月12日公布)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具現化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

富山県子ども読書活動推進会議設置要綱

(目的)

第1条 富山県子ども読書活動推進計画（以下「県計画」という。）の総合的な推進にあたり、関係者の密接な連携のもと、県計画における各種施策を効果的に実施するため、富山県子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は次の事務を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること。
- (2) 県計画の進捗状況についての検討・評価に関すること。
- (3) 子どもの読書活動についての普及、啓発に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 推進会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次にあげる者のうちから教育長が委嘱（任命）する。

- (1) 学識経験者
- (2) 図書館関係者、学校関係者、PTA関係者、ボランティア関係者、行政関係者
- (3) その他、教育長が適当と認める者。

3 委員の任期は委嘱年度内とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1名置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を統括し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、富山県教育委員会生涯学習・文化財室及び県立学校課において担当する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は平成20年7月9日から施行する。

令和5年度 富山県子ども読書活動推進会議委員名簿

【 委 員 】

	団 体 等	氏 名	職 名 等
会 長	学識経験者	菊 池 政 則	射水市大島絵本館長
副 会 長	富山県立図書館	中 崎 圭 子	富山県立図書館長
委 員	富山県図書館協会	武 埜 二 郎	富山県図書館協会長
委 員	富山県学校図書館協議会長	中 村 謙 作	富山県立砺波高等学校長
委 員	富山国公立幼稚園・こども園長会	村 井 園 美	富山市立速星幼稚園長
委 員	富山県保育士会	笹 島 愛 子	富山市立朝日保育所長
委 員	富山県小学校長会	山 口 ひろみ	高岡市立能町小学校長
委 員	富山県中学校長会	作 道 正 也	富山市立楡原中学校長
委 員	東部教育事務所	米 田 歩	東部教育事務所指導主事
委 員	西部教育事務所	國 永 紀 子 川 井 祐 美	西部教育事務所指導主事 西部教育事務所主任指導主事
委 員	市町村教育委員会	加 藤 孝 一	富山市教育委員会生涯学習課長
委 員	P T A 代表	林 洋 一	富山県P T A 連合会副会長
委 員	市町村立図書館	妻 木 朋 子	滑川市立子ども図書館長 R 5 文部科学大臣表彰図書館
委 員	読書ボランティア団体	織 田 瑞 穂	読み聞かせボランティア真珠の会 R 5 文部科学大臣表彰団体

【 事 務 局 】

所 属	役 職 等	氏 名
生涯学習・文化財室	室長	辻 ゆかり
〃	班長	河 原 千 里
〃	社会教育主事	鷺 北 京 子
県立学校課	主幹	北 村 宜 也
富山県立図書館	副館長 普及課長	山 崎 達 也
子ども支援課	主幹	土 居 洋 子

第五次「富山県子ども読書活動推進計画」

令和6年3月

編集発行 富山県子ども読書活動推進会議
富山県教育委員会

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL : 076-444-3435 FAX : 076-444-4434

令和5年度とやま学校多忙化解消推進委員会開催結果について

令和6年3月18日
教 職 員 課

【会議の概要】

(1) 日 時

令和6年2月19日(月) 10:00~11:30

(2) 場 所

富山県庁 4階大会議室

(3) 若手教員ワーキング・グループからの提案「シン・センセイと創るミライ」

① 「良い先生像」のアップデートが必要

キュウ・センセイ：「子どもたちために」と自分を犠牲にして働きづめの先生



シン・センセイ：「子どもたちのため」の余白が心にあり、人として幅が広い先生

② 教員の意識改革と、「なくす・へらす」「頼る・効率化」「伝える」の3観点に基づく働き方改革

③ 「学校だけでなく、社会全体で子どもたちを支える」ビジョンの実現に向けた好循環の形成 働き方改革の実現 ⇔ 「教職」を子どもたちの夢に ⇔ 教員が地域や社会の一員として参画

(4) 今後の取組みに対する主な意見等

- ・部活動の地域移行等については、生徒・保護者と教員・学校間のコミュニケーションが希薄にならないように、慎重な配慮も大切にすべき。
- ・業務改善については、個別最適な学びの実現や、本来教師がやるべき業務とのバランスを考えながら進める必要がある。その際、頑張っている教員を正当に評価することや、SSSのような外部人材をさらに柔軟に活用できる仕組みも必要。
- ・人手不足については、再任用を含めたベテラン層の活躍がカギである。ぜひ待遇の改善を。
- ・担任等の持ち時数を抑制するためには教員の配置増が必要である。また、探究やプロジェクト学習など、学校での教育活動に協力したいと考える企業や団体と学校を結びつける組織や仕組みが今後必要になってくる。
- ・若手教員による校内ワーキング・グループ等、各学校においても闊達な意見交換の仕組みを構築することが効果的だと思われる。また、前例踏襲を見直し、職場環境を改善していくためには、なによりも世代を越えて議論ができる、風通しの良い雰囲気作りが大切である。
- ・例えば夏休みを1~2週間程度しっかりと取れるような仕組みを作るなど、働き方改革を進め、その成果をアピールすることが、教員という職業の魅力向上に直結していくと思う。
- ・働き方改革の成果は、残業時間だけでなく、ストレスチェックの結果なども用いて多面的に検証することが望ましい。
- ・教員の働き方改革は緒に就いたばかりである。将来的な担い手を確保する視点からも、民間の動向を注視しつつ、継続的な取組みを。

(5) 今後の対応

当委員会が出された意見を踏まえ、「とやま学校働き方改革推進プラン2024」を策定の上、「引き続き、学校の多忙化解消に努めていく。

令和5年度 とやま学校多忙化解消推進委員会 委員名簿

【委員】

(五十音順、敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考
富山県教職員組合	執行委員長	相澤 誠	
富山経済同友会	副代表幹事	大橋 聡司	委員長
富山県商工会議所連合会 黒部商工会議所	監事 会頭	川端 康夫	
朝日町教育委員会	教育長	木村 博明	
富山県小学校長会	副会長	國香 真紀子	
富山県PTA連合会	副会長	佐伯 真未	
島谷法律事務所	弁護士	島谷 武志	
富山県中学校長会	会長	関原 秀明	
公益財団法人 富山県スポーツ協会	専務理事	東瀬 義人	
富山大学経済学部	教授	中村 真由美	副委員長
富山県高等学校教職員組合	執行委員長	中山 洋一	
富山県高等学校PTA連合会	会長	松山 朋朗	
富山大学附属病院	臨床心理士	密田 博子	
富山市教育委員会	教育長	宮口 克志	
富山県高等学校長協会	副会長	吉田 学	

計 15名

1 管理職をはじめとする教職員の意識改革

- 働き方改革に係る管理職(教頭向け)研修の実施 拡充
- 教職員の勤務計画と勤務時間の比較による勤務実態の把握 拡充
 - ▶ 時間外勤務が80時間を超える教諭への個別対応に重点
 - ▶ 出退勤管理システムの改良による勤務時間のリアルタイム把握を試行 新規

2 効率的・効果的な業務の推進

- 働き方改革推進校の指定及び業務改革の取組み 拡充
 - ▶ 現場主導の働き方改革の推進・効果的な取組みの横展開を図るため、働き方改革推進校を指定
 - ▶ 業務量の見える化と平準化、および業務改善のアイデアを吸い上げ具現化しやすい校内体制づくりの推進 拡充
- 各校種の若手～中堅教員で構成されるWGを組織
 - ▶ 働き方改革及び業務改善について自由に意見交換し、今後の取組みにつなげる 拡充
- 小学校における35人学級等の推進
 - ▶ R5から国の法改正より2年先行し、小学校6年生までに拡大済
- 教育環境のデジタル化推進事業 拡充
 - ▶ 統合型校務支援システムの導入(R4～)
 - ▶ オンデマンドでの、研修受講申請管理システムの導入
 - ▶ 新型コロナウイルスや大雪等の災害時に備えた、教育安全メールシステムの導入(R4～)
 - ▶ 全県立高校へのデジタル採点ソフトの試験導入 新規
 - ▶ 公立学校におけるICT教育支援体制強化のため、GIGAスクール推進協議会を設置(R5～)
 - ▶ 情報通信技術支援員の派遣およびICTを活用した授業実践のための教員研修の実施 拡充
- 教育委員会が学校に課している業務の見直し 見直し・整理
 - ▶ 見直し : 富山県高等学校教育課程講習会教科部会は実施せず、総則等部会のみ実施
 - ▶ 簡略化 : スポーツテストの調査結果、生活習慣等調査結果の簡略化 等
 - ▶ 回数削減 : 各種調査・照会、県立特別支援学校の就職状況調査の縮減 等
 - ▶ オンライン化 : 県立高校入学者選抜におけるインターネット出願システムによる一部オンライン化 新規
オープンハイスクールにおけるオンライン参加申込の実施
学校 ⇄ 県教委間における申請・報告／通知・承認のプロセスのデジタル化 新規

3 地域・専門人材の活用による体制整備

- スクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校、県立学校拠点校に配置
- 外国人児童生徒教育コーディネーターを公立小中学校に県内3名配置し、学校における指導体制を整備
- 学校の要望に応じ、外国人支援スタッフとして、県内小中学校に富山大学生を7名程度を派遣
- 小中学校への学習支援のための大学生の派遣
- スクール・サポート・スタッフの配置
 - ▶ 全ての市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校(小・中学部)に配置
- 「教員の働き方」理解促進のための取組みの検討 新規

4 部活動の負担軽減と教職員の健康管理

- 部活動指導員の配置 拡充
 - ▶ 中学校 …R5:153人→R6:170人(+17人) 高等学校 …R5:33人→R6:36人(+3人)
- 部活動の地域移行に向けた実証事業
各学校において、ストレスチェックを適切に実施(全教職員が受検)
 - ▶ 該当者に対し、医師による面接指導の実施

ミン・センセイと創るミライ

令和5年度 とやま学校多忙化解消推進委員会
若手教員ワーキング・グループ

若手教員ワーキンググループ

- | | |
|-------------|--------|
| ・魚津市立よつば小学校 | 花房 智樹 |
| ・高岡市立牧野小学校 | 寺岡 佑香 |
| ・上市町立上市中学校 | 鈴木 祥子 |
| ・南砺市立井波中学校 | 田中 淑都 |
| ・富山工業高等学校 | 新村 知範 |
| ・富山中部高等学校 | 杉山 耕平 |
| ・南砺平高等学校 | 道海 颯太 |
| ・富山総合支援学校 | 山田 絵里香 |

「良い先生像」のアップデート

から、はじめよう



ミン・センセイ

「子どもたちのため」の余白が心にあり、人として幅が広い先生

キュウ・センセイ

「子どもたちのために」と自分を犠牲にして働きづめの先生

仕事・家族・自分
の時間のバランス

子どもたち
への還元

「教員ならではの」の
業務に専念

自分自身の幅を
広げられる

直面している現実

・「何でも屋」としての学校

・「定額働かせ放題」

・慢性的な人手不足（離職・休職・新規採用者）

・前例踏襲を見直す時間とエネルギーの不足

ミライを担う子どもたちのために
本気で、働き方改革を

教員の働き方改革に必要なこと

なくす
へらす

頼る
効率化

伝える

教員の意識改革

県内外で既になさされている取り組み

頼る・効率化

- ・ アプリ上での出欠連絡
- ・ 研修のオンライン化
- ・ 会議資料のデジタル化
- ・ SSSとの採点業務分担
- ・ 部活動の地域移行

なくす・へらす

- ・ 授業時数の見直し
- ・ 学校行事の見直し

教員の意識改革

- ・ 勤務時間内に「完全下校」
- ・ 時差出勤の導入
- ・ 電話対応時間の設定

自治体や校種の枠を超えた導入
他校での成功例をスムーズに共有



新たな取り組みの提案

頼る・効率化

- ・各校のニーズに応じた人材の配置
- ・既存人員(SSSや部活動指導員など)の権限拡大
- ・指導案のクラウド上での共有
- ・デジタル採点システムの導入

なくす・へらす

- ・行事や研修などの見直し
- (例) 学校訪問の頻度
- テストの回数

教員の意識改革

- ・負担感の「見える化」
→校務分掌のリバランス
- ・教員型フレックスタイム制

伝える

- ・教員の働き方に関するCMや広告



シン・センセイが生ま出す好循環

学校だけでなく社会全体で子どもたちを支えるミライへ

教員も地域や社会の一員として参画

子どもたちに「先生」という夢を

シン・センセイの増加

教員の働き方改革の実現

シン・センセイと創るミライ



令和6年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

令和6年3月18日
県立学校課

このことについて、次のとおり報告いたします。

1 県立高等学校全日制の課程

(1) 一般入学者選抜

学校・学科数 34校82学科
 募集人数 5,188名 (推薦を含む募集定員6,106名)
 志願者数 5,248名 (志願倍率1.01倍)
 選考対象者数 5,235名 (追検査受検者を含む)
 合格者数 5,621名 (推薦入学合格内定者を含む)

(2) 第2次選抜

学校・学科数 20校37学科 (05年度18校27学科 04年度18校30学科)
 募集定員 485名 (05年度 387名 04年度 361名)
 志願者数 名 (志願倍率 倍)

2 県立高等学校定時制の課程

(1) 単位制前期第1次選抜

学校・学科数 5校12学科
 募集定員 約840名
 志願者数 267名
 受検者数 266名
 合格者数 246名

(2) 単位制前期第2次選抜・単位制以外第1次選抜

学校・学科数 6校15学科
 募集定員 約714名
 志願者数 名

3 県立高等学校通信制の課程

学校・学科数 1校2学科
 募集定員 約300名
 志願者数 名

4 県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜

(1) 高等部A日程

① 第1次選抜

学校数 5校
 募集定員 72名
 志願者数 39名
 受検者数 38名
 合格者数 38名

(2) 高等部B日程・幼稚部

① 第1次選抜

	高等部	高等部 (訪問教育)	幼稚部
学校数	10校	5校	3校
募集人員(定員)	約208名	若干名	若干名
志願者数	115名	0名	2名
受検者数	115名	0名	2名
合格者数	115名	0名	2名

② 第2次選抜

	高等部	幼稚部
学校数	10校	3校
募集人員(定員)	若干名	若干名
志願者数	名	名

南砺平高等学校における全国募集の検討状況について

1 県立高校における全国募集の現状・課題

(1) 現状

県外生徒の受入れについては、県立高校入学者選抜において、原則として、「本人及び保護者が本県内に居住している、または近く居住することが確実であること」を志願資格としており、生徒単独の移住を前提とした受入れは行ってきていない。

(2) 課題

全国募集を実施するにあたっては、県外生徒の食事など日常生活の世話をする人材確保や宿泊施設等の体制づくりが必要であり、地域の理解や協力が不可欠。

2 南砺平高等学校における全国募集の検討状況（令和5年度）

R5.7 南砺平高等学校での全国募集について、南砺市から県教委へ要望書提出

R5.8 南砺市平地区で全国募集に係る講演会開催（県教委、南砺市共催）

講師：岩本 悠 氏（（一財）地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、島根県教育魅力化特命官）

R5.11 第3回県立高校教育振興検討会議で全国募集について議論

R5.11～R6.2 南砺市が南砺平高等学校全国生徒募集準備会（地域住民、学校関係者等で構成）を設置し、県外生徒の受入体制等について協議<計3回>

R6.1～R6.2 南砺市が平・上平地域を対象に下宿先募集

R6.2 準備会での協議を踏まえ、南砺市から県教委に「南砺平高等学校全国生徒募集受入計画書」提出

3 「南砺平高等学校全国生徒募集受入計画書」の概要

(1) 身元引受人の確保 南砺市長が身元引受人

(2) 生徒寮が休寮日（前後含む）の生徒支援

- ① 下宿先の確保 平・上平地域で3軒確保（6名まで受入可能）
※今後も下宿先の募集は継続
- ② 生徒の世話人の確保 下宿先を中心に地域団体にサポート
※体調不良等で学校から連絡があった場合に対応
- ③ 食事の手配 下宿先が1日3食提供

<参考>南砺平高等学校の状況

○入試情報

年度	H31	R2	R3	R4	R5
募集定員	31名	32名	30名	30名	30名
合格者数	24名	28名	28名	27名	23名
欠員	7名	4名	2名	3名	7名

○生徒寮

定員52名のところ入寮者34名（男子14名、女子20名）

富山県健康教育実践優良学校表彰の休止について

保健体育課

昭和の時代から部門や主催者、対象を変更しながら継続してきた「富山県健康教育実践優良学校表彰」について、応募数が減少している現状等を踏まえ、当面の間、休止することとする。

1 富山県健康教育実践優良学校表彰の概要

【趣 旨】健康教育に対する理解と関心を深め、学校、家庭、地域ぐるみの総合的、積極的な健康教育の振興及びより良い環境の充実に努め、心身共に健全な児童の育成を図る。

【対 象】小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校小学部

【表彰内容】・総合の部門（いきいき富山っ子賞）〔優良校1、準優良校1、努力校若干数〕

・近視予防の部門〔優良校1、準優良校1、努力校若干数〕

・歯と口の健康の部門〔優良校1、準優良校1、努力校若干数〕

【協力機関】富山県学校保健会、富山県医師会、富山県歯科医師会、富山県眼科医会、富山県学校薬剤師会、北日本新聞社

【近年の応募校数】R3：12校(15校)、R4：9校(12校)、R5：12校(13校)

※（）は延べ

2 休止の背景

- ・表彰に係る応募書類について、様式の簡素化など負担軽減を図ってきたものの、その作成業務が学校（教員）にとって負担であるとして、応募する学校が減少していること。
- ・これまでの被表彰校の取組み事例の紹介や養護教諭の研修等の場を通して、健康教育の実践に関する情報が共有されており、学校では取組みの充実が図られていること。
- ・児童向けの学習用端末タブレットのWebアプリを活用し、健康教育の情報を発信しており、子どもたちが自ら興味を持って学ぶことができるよう、今後も内容の充実を図ることとしている。

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和6年4月22日(月) 13:00 予定
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)